

長久手市文化芸術マスターplan (案)

2018年3月

長 久 手 市

はじめに

本市の文化芸術行政の拠点施設である文化の家は、1998年の開館から20年を迎えた昨年大規模改修を施し、リニューアルオープンしました。

文化の家には、開館以来市民のみなさま始め大変多くの方々にご来館いただくとともに、当時としては先駆的な試みである市民参加による運営に取り組んできました。一例としては、当施設の友の会組織として発足した「文化の家フレンズ」による自主企画やホールでのチケットもぎり、案内といったボランティア活動、市民を主体とした劇団や合唱団による日常的な練習と定期公演などの活動が挙げられます。また、最近では美術や映画といった分野の事業でも市民主体の企画・運営が行われています。

これらの活動は、文化の家開館時に策定した「文化マスターplan」により展開されてきたものであり、このプランは2007年の改定を経てまち全体の文化振興指針へと役割を変えてきました。

今回の改定で、本プランは第3次計画となります。国の大芸術基本法に従い、「文化芸術マスターplan」へと名称を変更することとしました。

折しも、本市では「市民主体のまちづくり」を標榜しており、プラン改定に当たっては、市民参加を呼びかけ、ワークショップ開催や市民アンケート、関係団体等ヒアリング、市民アイデア募集を行うとともに、市民有志で構成された市民検討会議での議論を重ねて幅広い意見集約に努めてきました。

本市は、現在人口が増え、全国で最も若いまちですが、来たるべき人口減少・高齢化に備え、コミュニティを重視した市民主体による地域づくりやまちづくりを進めようとしています。そこに、文化芸術の持つ影響力を十分に活用し、ひいてはまちの魅力や市民の幸福度を引き上げることが期待されます。

本プランが、市民のみなさま始め多くの方々の関心を集め、さまざまな文化活動や市民活動のきっかけとなり、市民生活やまちづくりがよりいっそう活発になることを祈念いたします。

2018年3月

長久手市長 吉田一平

市民検討会議世話人より

広中省子

「市民主体でつくる」それがどういうことなのか実は行政も市民も手探りでした。意見を言うだけでなく、その意見をどうマスタープランに反映させていくかを繰り返し考えるうちに、少しずつ「市民主体」になっていったように思います。次回はもっと時間を下さい。

渡辺聖司

今回の文化マスタープランを作るポイントは、広く聞き、調べ、環境を見極め、専門家を尊重しながら、豊かなコミュニティ文化を作り上げる方向性を確認し具体策を示すことです。それを実行可能とする文化の家のフレキシブルな体制を確保しなければならないと考えています。

加藤良行

市民有志による検討会議に参加し、文化の家事務局の皆さんと精力的に協議を重ねて参りました。キックオフミーティングや文カフェ、数々のアンケートが実施され、市民の要望や意見の反映した文化芸術の施策として、更なる推進が図られることを願っております。

目 次

1章 文化芸術マスターplanの策定にあたって.....	1
1 改定の経緯と方針.....	1
2 文化芸術について	2
3 計画の位置づけと計画期間	4
2章 文化芸術環境の現状と課題	5
1 市の概況	5
2 市の文化活動の現況.....	7
3 文化の家	14
4 文化芸術行政の成果と課題	16
3章 文化芸術行政の基本的な考え方	19
1 文化芸術の意義・効果.....	19
2 行政の役割.....	20
3 基本理念	21
4 基本方針	22
5 具体的目標.....	23
4章 取り組み	26
1 施策	26
2 重点施策	32
3 文化力の活用方針.....	36
5章 推進に向けて	39
1 組織・運営.....	39
2 推進体制・評価.....	43
資料編	47

1章 文化芸術マスタープランの策定にあたって

1 改定の経緯と方針

- 市民と行政のパートナーシップによる策定
- 文化の家の運営プランから、市の文化芸術政策プランへ
- まちづくり・福祉等への文化力の活用

長久手市では、1998年（平成10年）3月に「文化マスタープラン」を策定し、同年7月に市の文化芸術の拠点施設である文化の家を開館しました。文化の家は“人々が集い憩う、市民全体の「家」となってほしい” “市民にとって芸術文化活動を展開し、地域の文化を発信する「わが家」を感じるような親しみ深い施設になってほしい”という願いから、20世紀中頃、フランスに起こった地方からの文化発信運動「文化の家運動」に因んで命名されました。文化マスタープランに基づいた自主事業の数々の取り組みは、自治体の文化芸術行政における先駆けとして全国的に評価され、2006年にはJAFRAアワード（総務大臣賞）を愛知県内の施設として初めて受賞しました。

「文化マスタープラン」は、文化芸術振興拠点としての「文化の家」に焦点を当て、国の文化芸術振興基本法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律を先取りした画期的なものであったといえます。

その後、2007年3月には「第2次文化マスタープラン」を策定し、子どもを対象としたプログラムの充実や、施設以外のまち中や地域への展開を含めた普及活動など、幅広い市民を対象とした取り組みに力を入れてきました。

文化芸術マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）は、今回の改定で第3次計画となります。この間、本市では2012年に市制移行し、市民主体のまちづくりを掲げ、国では、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律や文化芸術基本法を制定し、文化芸術を基盤とする社会の形成を明確に示しました。

このような経緯や成果をふまえ、第3次計画では文化の家で蓄えた「文化力」をまち全体で活かす「市全体の文化芸術マスタープラン」として改定します。策定にあたっては、市が方針を掲げる「市民主体による計画策定」に基づき、文カフェ（市民ミーティング）で市民の多様な意見を集め、市民主体で話し合う市民検討会議を設置し、市民と行政のパートナーシップによる検討を行ってきました。



2 文化芸術について

ひとくちに文化芸術といつても、場面場面に応じてさまざまな意味に使われているのが実状です。

本マスターplanにおいては、文化芸術基本法第8条から第12条をふまえ、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化を主な「文化芸術」の範囲とします。

文化芸術は、精神性、創造力、行動様式など根元的な人の営みと結びつくものです。このため、本マスターplanでは文化芸術が、一人ひとりの生き方、人と人との絆、福祉、教育、まちづくりや景観、産業・経済など、幅広い領域にわたって影響を持つことをふまえ、計画を策定しています。

【参考】文化芸術基本法

分 野	例 示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術(メディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎などの我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能(伝統芸能を除く)
生活文化	生活文化(茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化)

市民主体による行政とのパートナーシップによる策定

アンケート・ヒアリング、文カフェや市民検討会議、パブリックコメント、教育委員会、文化の家運営委員会など、市民主体によるさまざまな検討を経て策定しました。

アンケート・ヒアリング

- ・ 市民アンケート 2,000人対象 鑑賞・活動状況、文化の家、文化芸術行政について
- ・ 市民アイデア募集 1,000人対象 取り組みや事業のアイデアについて
- ・ 団体アンケート 80文化団体対象 活動状況、文化の家、文化芸術行政について
- ・ 関係者ヒアリング ★20団体・個人 活動状況、今後の取り組みについて

文カフェ（5回）

- ・ くつろいだ雰囲気の中で、テーマ別にアイデアを出してから意見集約
- 第1回 長久手文化の良いところ 第2回 鑑賞・体験・活動 第3回 文化芸術を活かす
第4回 文化芸術を支える 第5回 パブリックコメント概要説明会として開催

市民検討会議（検討会議5回、世話人会議7回）

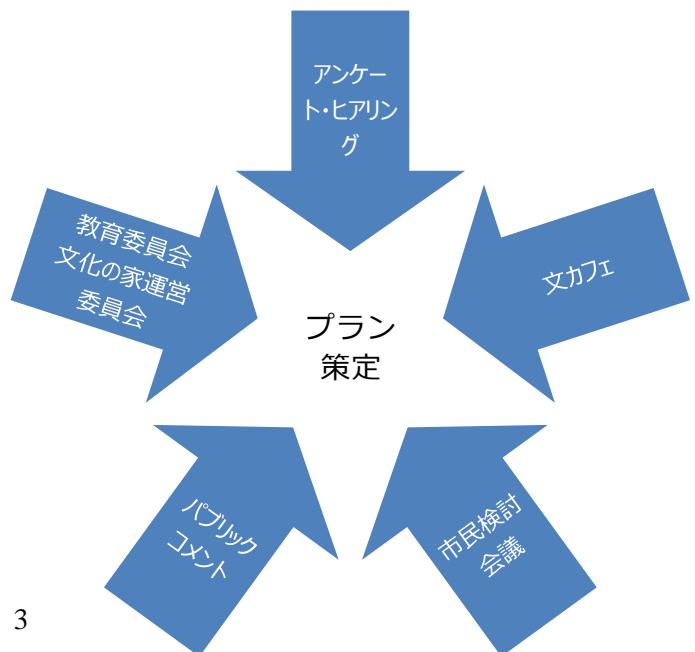
- ・ マスタープランについて、現状や背景を学びながら、位置づけ、基本的な考え方、重点事業等を検討

パブリックコメント

- ・ マスタープラン案について、市民の意見を募集し、提出された意見を考慮し意思決定
- 期間：2018年1月30日～2月28日

教育委員会、文化の家運営委員会

- ・ 教育委員会 マスタープランの内容を報告・承認
- ・ 文化の家運営委員会 マスタープランの内容を検討



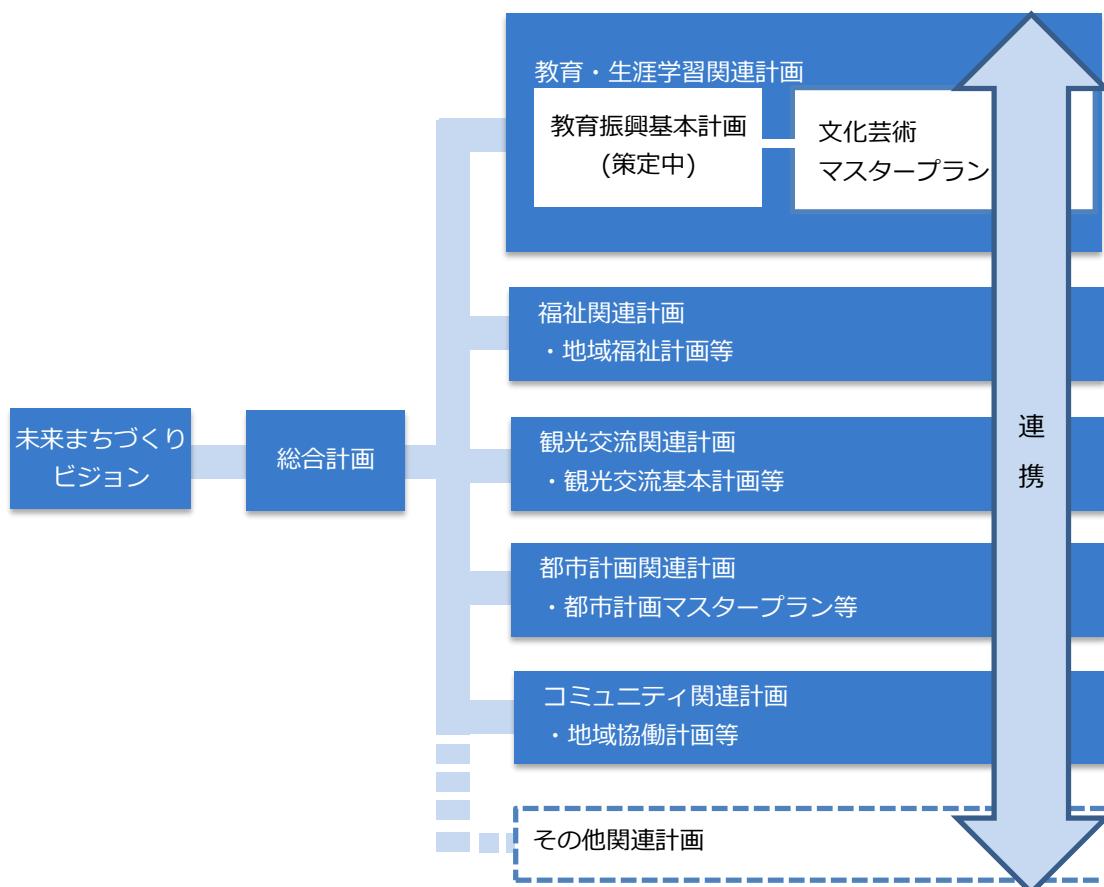
3 計画の位置づけと計画期間

本マスタープランは、文化芸術基本法第7条「地方文化芸術推進基本計画、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第7条「地方公共団体の役割」における“地域の特性に応じた施策の策定”に基づくものです。また、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律、文化芸術推進基本計画（2018.3 答申）など、国の法令・方針をふまえています。また、愛知県の文化芸術創造あいちづくり推進方針（改定中）の内容を考慮して作成しています。

市の計画におけるマスタープランの位置づけは、「ながくて未来まちづくりビジョン」や「第5次長久手市総合計画」を上位計画とした「教育振興基本計画」（策定中）に基づいた計画です。なお、次期総合計画についても、策定の中で整合を図ります。また、教育・生涯学習、福祉、観光交流、都市計画、コミュニティ（地域活動団体、市民活動団体等）など各分野の関連計画との連携を図っています。

本計画は、2018年度を初年度とし、概ね10年後（2027年）を目標年次としています。

ただし、取り組みについては、地域の文化活動の進展や地域や社会の変化にきめ細かく対応するため、5年に1回程度、そのあり方を検討します。

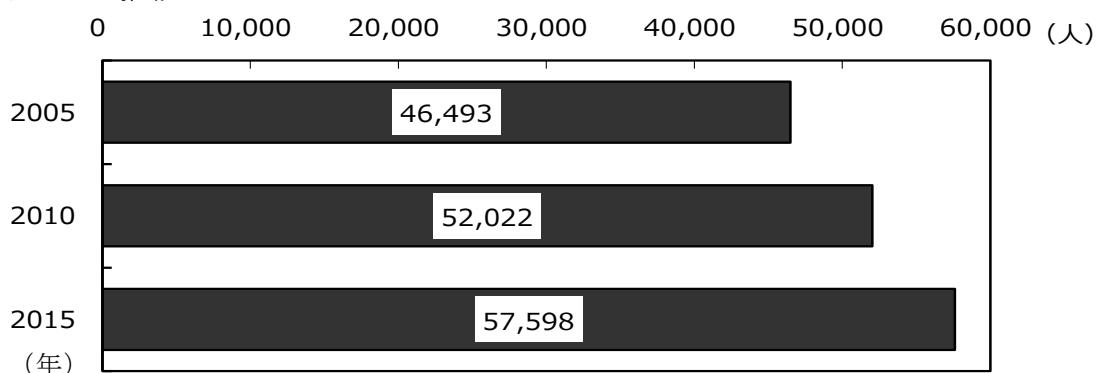


2章 文化芸術環境の現状と課題

1 市の概況

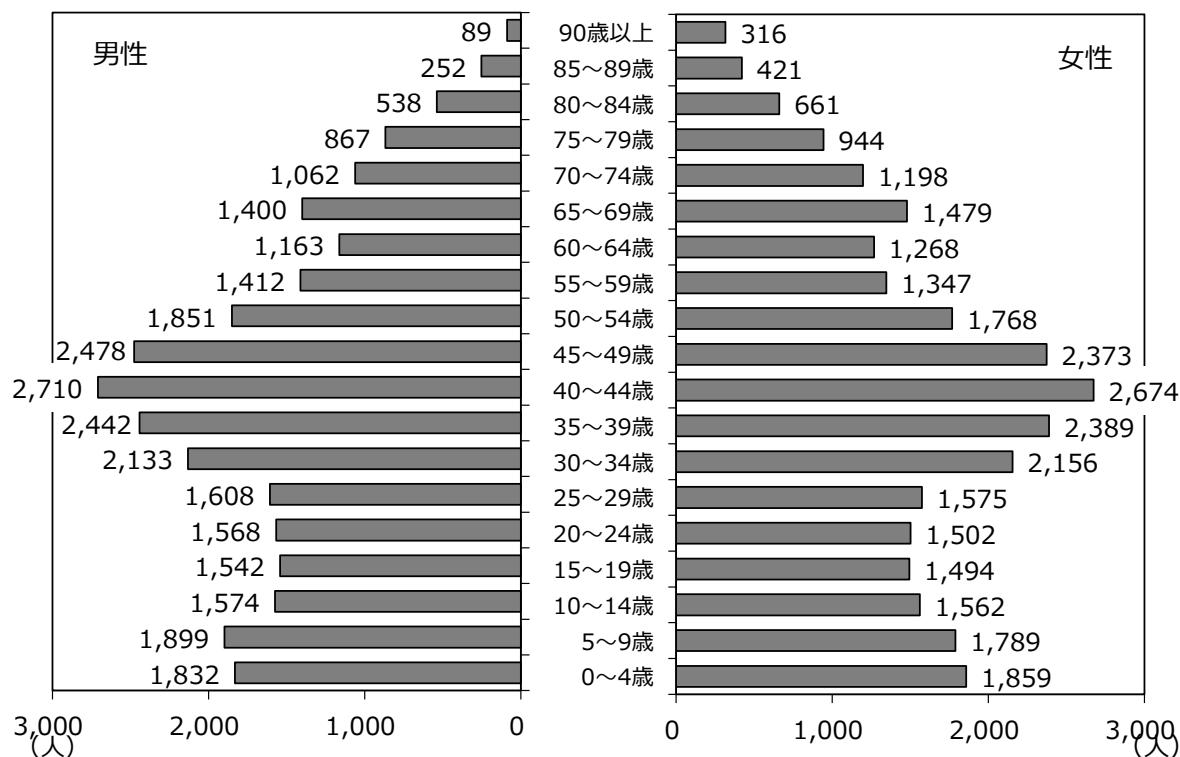
- ❖ 本市の人口は増加基調で推移しています。
- ❖ 多くの転入者を受け入れ、30歳代・40歳代が特に多くなっています。

● 人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

● 性別・年齢別人口



資料：長久手市「住民基本台帳」(2017.10.1)

- ❖ 5割以上の方が現在の場所に住んでから10年未満です。
- ❖ 1人暮らしの世帯が約4割を占めています。
- ❖ 共同住宅や民間の借家等に住む人が多いのが特徴です。
- ❖ 通勤・通学をはじめ、名古屋市との関係が特に強くなっています。

●居住年数（現在の場所）

(人、%)

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	不詳等
全年齢	42.2	16.6	16.8	17.5	7.0
20歳以上	35.2	15.9	18.3	22.9	7.8

●世帯

(世帯数、%)

1人	2人	3人	4人	5人以上
39.6	21.4	17.6	16.5	5.0

●住居

(世帯数、%)

形態			所有			
一戸建	共同住宅	その他	持ち家	公営等の 借家	民営の 借家	その他
39.5	59.4	1.2	54.2	2.0	40.6	3.3

●昼間の流入出先

(人)

	1位	2位	3位	4位	5位
流出先	名古屋市 11,923	豊田市 2,009	日進市 1,799	瀬戸市 1,235	尾張旭市 786
流入先	名古屋市 9,298	瀬戸市 2,336	尾張旭市 2,098	日進市 1,892	豊田市 991

資料：総務省「国勢調査」(2015年)

注：昼間の流入出先は、15歳以上の通勤・通学者が対象

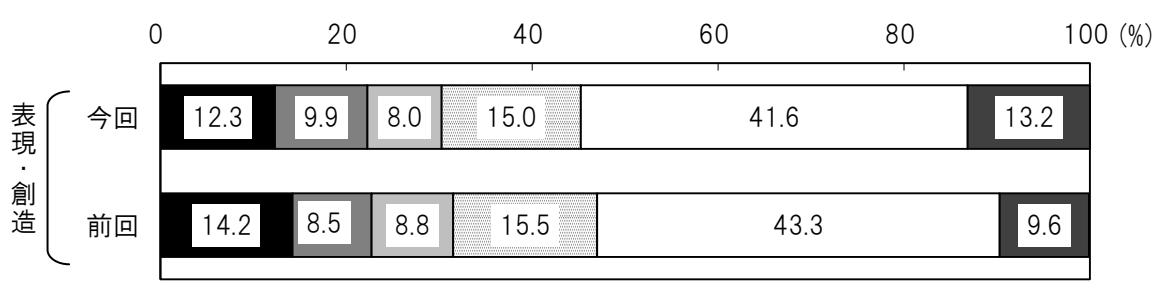
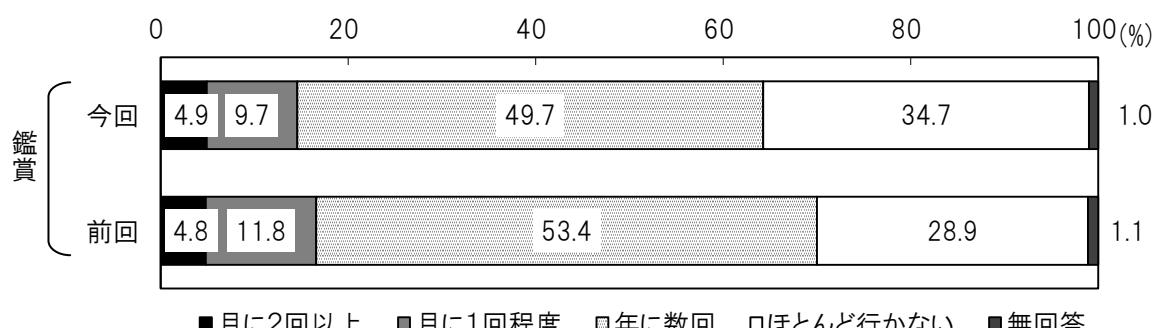
(昼夜間人口比率) = (昼間人口) ÷ (夜間人口)

2 市の文化活動の現況

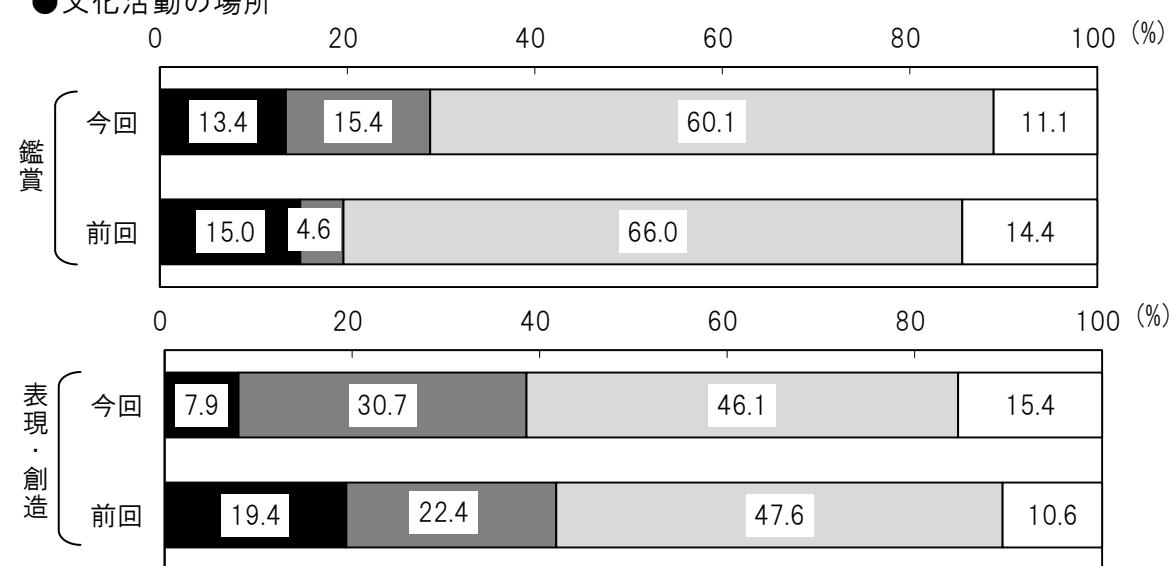
(1) 市民

- ❖ 鑑賞、表現・創造をしている市民の割合はやや減少しています。
- ❖ 市内での鑑賞、表現・創造の場は多様化しています。

●市民の鑑賞・活動状況



●文化活動の場所

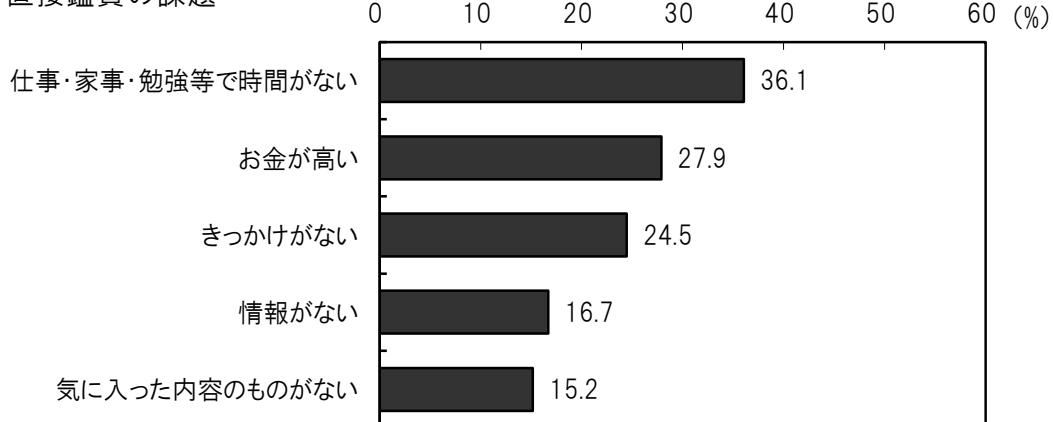


■文化の家 ■長久手市内 □名古屋市内 □愛知県内(長久手・名古屋以外)
 (文化の家以外)

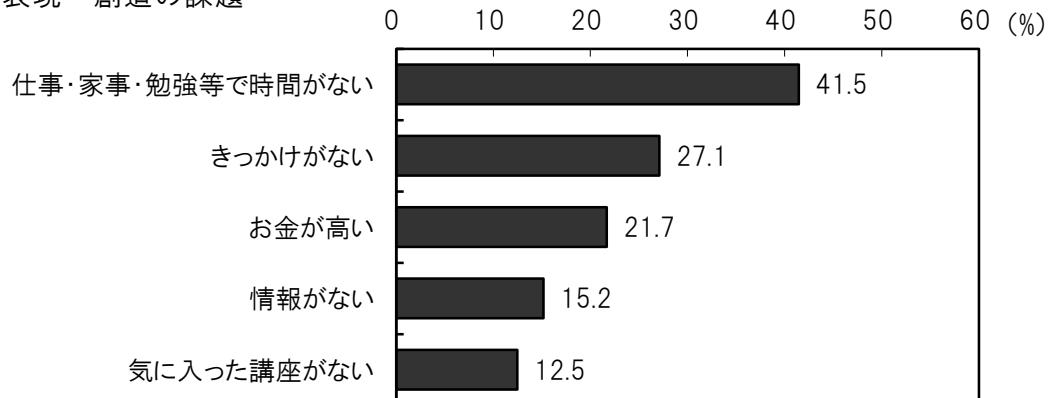
資料：長久手市「市民アンケート」（2017年）

- ❖ 鑑賞、表現・創造とともに、時間がない、お金が高い、きっかけがないことが課題の上位になっています。
- ❖ 市の文化芸術環境が総合的に豊かと回答する市民は一部にとどまっています。

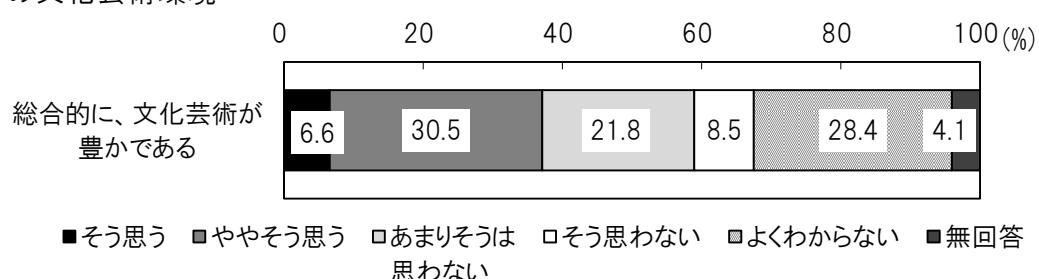
●直接鑑賞の課題



●表現・創造の課題



●市の文化芸術環境

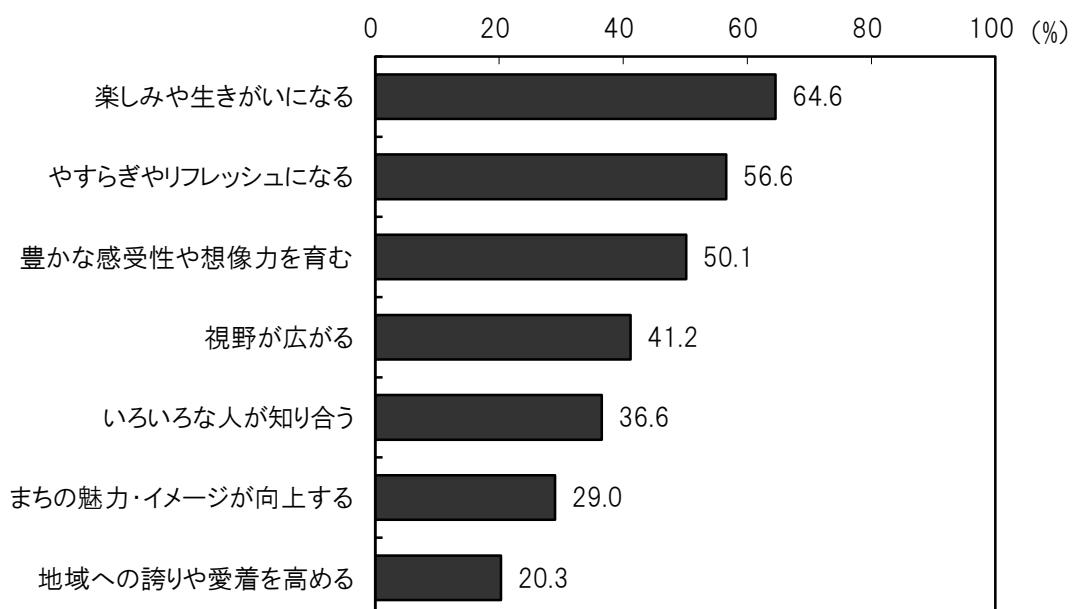


資料：長久手市「市民アンケート」（2017年）

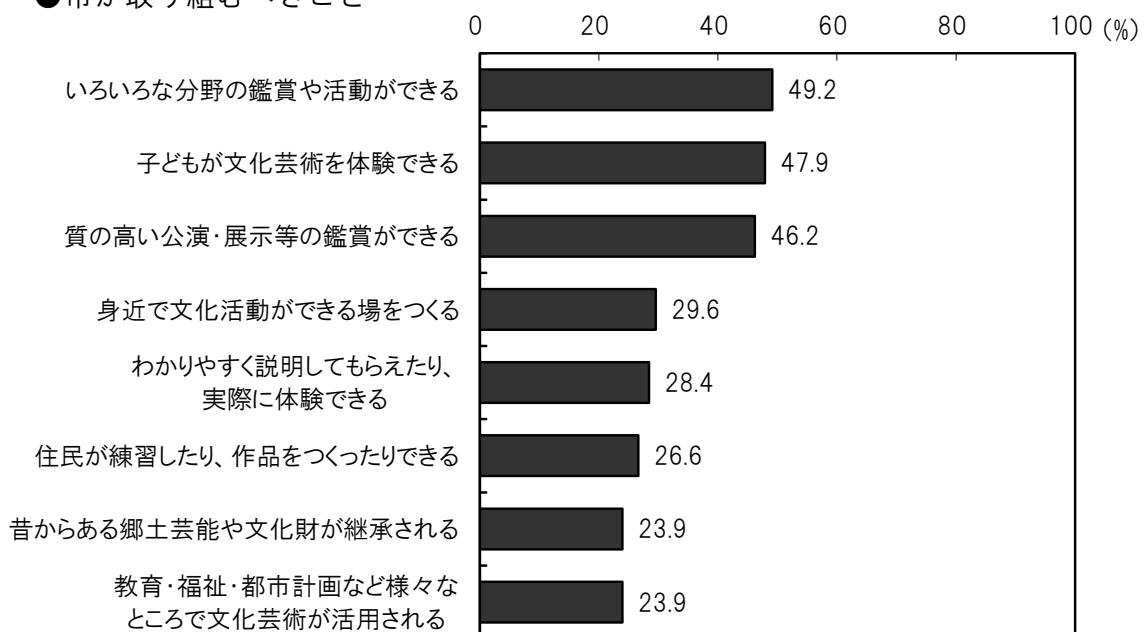
注：課題は、上位5項目を掲載

- ❖ 文化芸術は、楽しみ、リフレッシュ、感受性の育成、まちの魅力の向上、地域への愛着の向上など市民や地域に対し、さまざまな効果があります。
- ❖ いろいろな分野の鑑賞や活動の環境づくり、質の高い公演・展示、子どもが文化芸術を体験できる環境づくりをはじめ、さまざまな取り組みが期待されています。

●文化芸術の市民や地域への効果



●市が取り組むべきこと



資料：長久手市「市民アンケート」（2017年）

注：回答率2割以上を掲載

(2) 芸術家・文化団体

- ❖ 約500人の芸術家等が市内で暮らしています。
- ❖ 文化団体は、メンバーの確保、活動内容の充実、活動の場所の確保を課題としています。

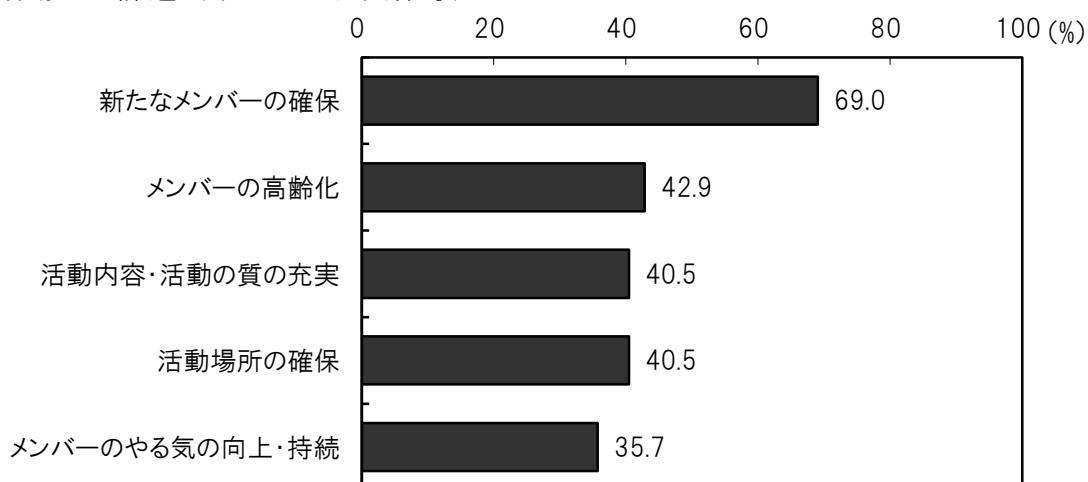
●文筆家・芸術家・芸能家

(人)

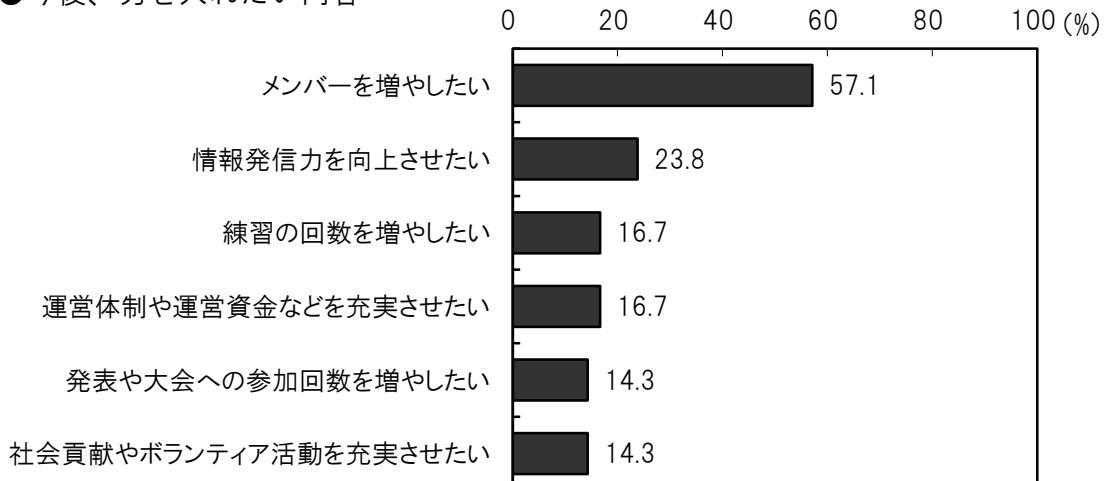
	2005年	2010年	2015年
文筆家・芸術家・芸能家数	449	490	520

資料：総務省「国勢調査」

●活動上の課題（市内の文化団体等）



●今後、力を入れたい内容



資料：長久手市「文化団体アンケート」（2017年）

注：回答率上位の項目を掲載

(3) 文化施設

- ❖ 文化の家が拠点施設で、公民館、まちづくりセンター、福祉の家、地域共生ステーションなど活動の場があります。
- ❖ 公益法人や民間の美術館、博物館、映画館が立地しています。

●市内の主な文化芸術に関する施設（市が設置・運営する施設）

施設名	施設概要
文化の家	<p>場 所 野田農 201 番地 開設年次 1998 年 7 月 特 徴 文化芸術・情報の発信基地として開館。「森のホール」「風のホール」と美術室や食文化室等からなる「アートリビング」で構成。ホールでは、演劇やコンサート、アートリビングでは、サークル活動やさまざまな講座が行われています。</p>
公民館	<p>場 所 岩作城の内 99 番地 1 長久手市役所西庁舎内 開設年次 1974 年 7 月 特 徴 市民、地域の文化団体、行政関連等さまざまな人が会議、練習など多様な用途に利用。</p>
まちづくりセンタ	<p>場 所 武蔵塚 101 番地 3 開設年次 2005 年 4 月 特 徴 各種会合など多目的に利用。2 つの集会室のほか、活動室や交流スペースを設置。</p>

●市内の主な文化芸術に関する施設（公益法人・民間等が運営する施設）

施設名	施設概要
名都美術館	<p>場 所 杢ヶ池 301 番地 開設年次 1987 年 1 月 運営主体 一般財団法人林美術財団 特 徴 上村松園、鏑木清方、伊東深水の美人画をはじめ、近現代の日本画の作品を所蔵・展示</p>
トヨタ博物館	<p>場 所 横道 41 番地 100 開設年次 1989 年 4 月 運営主体 トヨタ自動車株式会社 特 徴 自動車誕生以来の自動車文化・技術発展の歴史を紹介。</p>
イオンシネマ 長久手	<p>場 所 長久手中央土地区画整理事業地内 5・10・11 街区イオンモール内 開設年次 2016 年 12 月 運営主体 イオンエンターテイメント株式会社 特 徴 10 のスクリーンを有するシネマコンプレックス</p>

(4) 文化事業等

- ❖ 芸術、生涯学習、伝統芸能をはじめ、さまざまな取り組み・事業が行われています。
- ❖ 文化の家では、文化芸術の鑑賞や普及に関する事業に取り組んでいます。

●文化芸術関連事業

事業（主な所管）	事業概要
アートスクール (文化の家)	市民の文化創造活動を幅広くサポートし、受講者同士の交流の促進、良好なコミュニティ作りを図る舞台芸術、美術、生活文化に関する各種講座です。
生涯学習講座(生涯学習課等)	市内の公共施設や大学等で生涯学習講座が開かれており、芸術・文化、生活分野についても、文化の家を中心に、福祉の家、平成こども塾、公民館等で開催しています。
生涯学習講師人材バンクリスト(生涯学習課)	各種の技能・資格を持つ人や、自分の知識・特技を地域の生涯学習活動に活かしたいという熱意のある人を公募のうえ講師として登録し、一覧表にして閲覧できるようにしています。
音楽・アートデリバリー(文化の家)	学校、児童館、福祉施設など市内で希望する各施設に出向き、参加者と交流しながらコンサート等を開催します。
舞台芸術公演(文化の家)	音楽、演劇、舞踊等の舞台公演を年間約50ステージ開催しています。
企画展示会(文化の家)	絵画コンクール、愛知県立芸大との提携展、企画展等を年間10本程度実施しています。
おんぱく(文化の家)	0歳から大人まで音楽を楽しめる夏の音楽祭。地元で活躍する音楽家たちが、市内各所でパフォーマンスを繰り広げ、最終日には文化の家が一日音楽テーマパークになります。
ながくてアートフェスティバル(文化の家)	まちをアートで盛り上げ、アートをきっかけに人と人とをつなぐイベント。市内各地でアート作品の展示や、ワークショップ、スタンプラリー等が行われます。
劇王(文化の家)	劇作家が作品を競う短編演劇の大会。観客とゲスト審査員の投票によって優勝者が決まります。
市合唱団、市劇団の活動支援(文化の家)	ニューセンチュリーコーラス Nagakute、座☆NAGAKUTEの活動を支援しています。
文化の家フェスティバル(文化の家)	舞台、パフォーマンス、展示の各部門にわかれ、日頃の活動の成果を発表します。
大学との包括連携協定	市と愛知県立芸術大学、愛知淑徳大学、愛知医科大学、愛知県立大学とがそれぞれ包括連携協定を結び、大学と行政が協働するまちづくりを推進しています。

長久手市の歴史

本市は緑豊かな丘陵地で、国指定史跡の長久手古戦場をはじめ、警固祭り（オマント）や棒の手など、数多くの有形・無形の文化遺産が受け継がれてきています。

1961（昭和36）年の愛知用水の完成、1969年の名古屋市営地下鉄藤が丘駅までの延伸、東名高速道路の全線開通、1970年の愛知青少年公園の開園、1972年の猿投グリーンロードの開通など、高度成長期に相次いで都市基盤が整備されました。これを機に、名古屋市のベッドタウンとして土地区画整理事業による宅地開発を主体とした急速な都市化が進みました。

「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」は、国内外をはじめ世界各国から2,200万余の人々が来場し、東部丘陵線（リニモ）、名古屋瀬戸道路が整備され、都市基盤が一層充実しました。

2012年に市制施行。全国で住民の平均年齢が1番若い自治体です。

●主な文化財

・国指定

種別	名称	所在地	特徴
史跡	長久手古戦場	武藏塚 205 番地外	徳川家康と羽柴（豊臣）秀吉が戦った「小牧・長久手の戦い」（1584年）。その跡地には、戦いで亡くなった者の塚が築かれています。1939年、国の史跡に指定。

・県指定

種別	名称	所在地	特徴
無形民俗	長久手の棒の手	長久手市全域	棒や鎌を使用して「あ・うん」の呼吸を計ってお互いが打ち合う伝統の技です。市内には4流派あります。
	岩作の「オマント」	岩作地内	馬の塔（オマント）は、馬を神社に奉納する祭礼行事で、古くから行われている豊年祭りです。馬を守る警固隊による火縄銃の発砲や人と馬が一体となって疾走する姿など、大変迫力のある祭りです。
	長湫の警固祭り	長湫地内	

・市指定

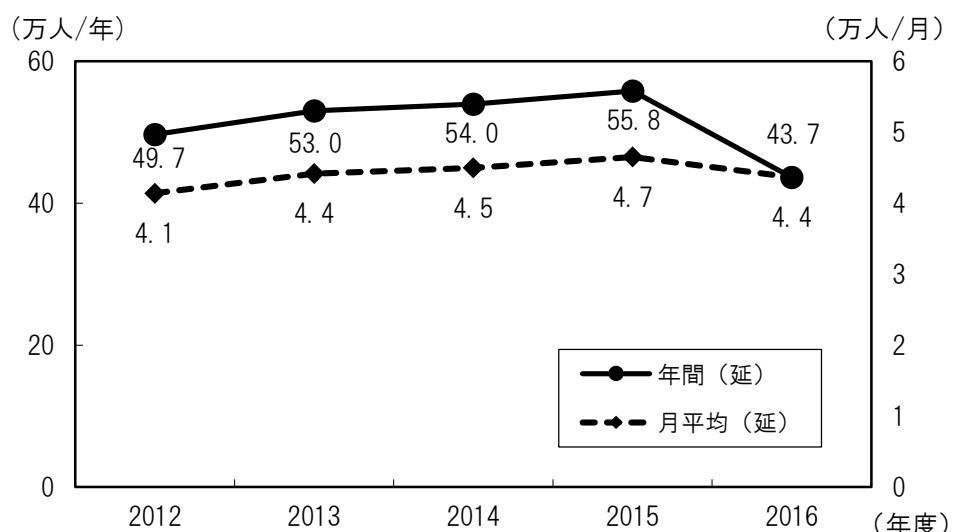
種別	名称	所在地	特徴
無形民俗	上郷の警固祭り	上郷地内	同上

3 文化の家

(1) 利用状況

- ❖ 入館者数（延べ）は、年間約 50 万人で推移しています。
- ❖ 年間 100 以上の自主事業を実施しています。

●入館者数の推移



注：2016 年度は 4～翌年 1 月（2～3 月は大規模改修）

●施設の利用状況の推移

	(%)				
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
	79.9	80.2	79.2	76.6	78.7

注：18 施設平均（日稼働率）

●自主事業の状況（2016 年度）

	(事業数)						
合計	舞台芸術/ 企画展示	映像鑑賞 会	ガレリアコン サート	音楽・アート デリバリー	アート スクール	その他	
108	45	9	16	6	15	17	

注：その他は、長久手応援ソング普及事業、ワークショップ等

(2) 運営・予算

- ❖ 正職員、嘱託・臨時職員に加え、創造スタッフ、文化の家フレンズなどアーティストや市民とのパートナーシップで運営しています。
- ❖ 歳出は一時よりやや減少しています。

●運営組織・職員体制

(人)

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
正職員数	15	15	15	15	15
嘱託・臨時職員数	—	7	7	6	6
創造スタッフ	6	6	6	7	7
文化の家フレンズ	574	507	356	472	387

注：館長は職員数に含みます。2015 年度より館長は部長兼務。—は記録なし

創造スタッフ

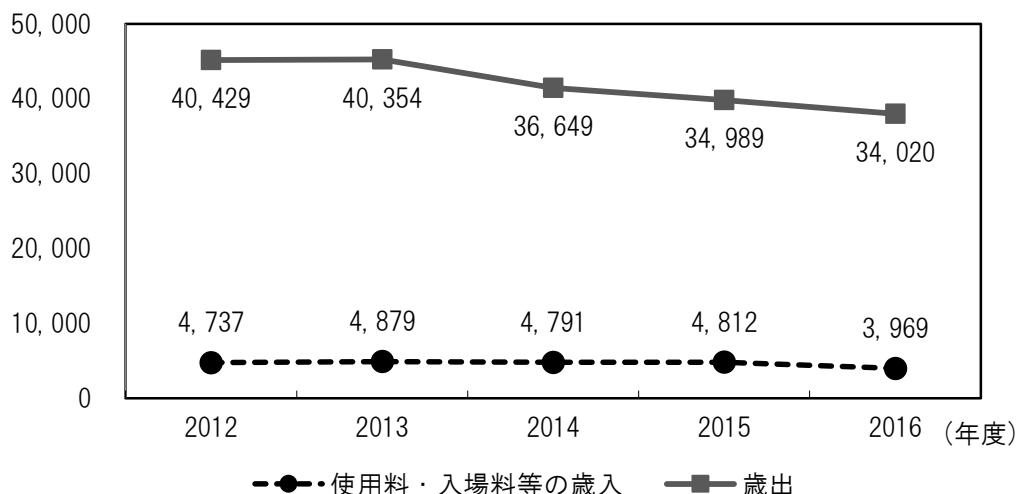
高い芸術性、卓越した専門性に基づく豊富な知識や優れた技能、技術を生かし、文化の家職員や関係者、その他講師等と連携を図りながら文化の家の創造的事業の企画や運営に携わる若手スタッフ

文化の家フレンズ

文化の家友の会組織で、文化の家自主公演時の運営支援、鑑賞、交流事業の企画運営、文化の家の情報発信等を担う市民ボランティア団体

●歳入・歳出の推移

(万円)



4 文化芸術行政の成果と課題

市の文化芸術行政について、成果と課題は次のとおりです。

(1) 成果

○普及プログラム、子ども向けプログラムの充実

子育て世代の人口増加を背景に、子どもに身近な場所で質の高い芸術を体験させたいという要望が年々顕著になっています。それに応えるため、「おんぱく」のまちなかコンサートを市内全域で行い、乳幼児から参加できるコンサートや優れた海外作品の招聘など、乳幼児に向けたプログラムの充実を図りました。また、子どもたちと演奏家がライブで出会う体験の創出として、保育園児を劇場に招く「文化の家おいでアートプロジェクト」、地元アーティストを市内すべての小中学校に派遣する「であーと」を行っています。初心者向けのレクチャー付きコンサート、ガレリアコンサート、ホールを楽しむための見学ツアー、アーツスクール等の普及プログラムは好評で、来館者の裾野を広げリピーターの増加を図る取り組みとなっています。

○芸術性の高い公演の実施と文化創造への挑戦

芸術性の高い舞台との出会いを求める市民の声に応えて、トップレベルのクラシックや演劇の招聘公演を行っています。また、6回続いた「国際オペラ声楽コンクール」は多くの優秀な声楽家を輩出し、国内有数のコンペとして評価を得ました。「地域演劇祭」は見る機会が少ない、地方で創造発信し続けている地域劇団に光を当てるという特色ある取り組みでした。また、日本劇作家協会と連携した「劇王」も、劇作家の短編作品を国内外の劇団が上演して競い合う、他にはない独自企画として高い評価を得ています。自主創造活動事業として位置づけた、市合唱事業・市演劇事業も開館以来継続して市民主体の創造活動を推進してきました。2004年から隔年で始まった「おんぱく」も全館あげて取り組む文化の家ならではの特色ある企画です。こういった自主創造事業や国内外に情報発信力のある事業に取り組むことで、芸術のまちアイデンティティの醸成を図りました。

○市内各地での体験・鑑賞機会の充実

市内のさまざまな施設（児童館、中央図書館、福祉の家、平成こども塾、リニモ、アトリエ、カフェ等）を会場にして「アートデリバリー」、「おんぱく」、「ながくてアートフェスティバル」等を実施しました。身近に文化芸術を体験・鑑賞できる場を創出し、文化芸術に親しむきっかけとなる機会の充実を図っています。

○さまざまな団体と連携した事業展開

地元アーティストの人材資源を活かした特色ある学校連携事業として、小学校吹奏楽巡回指導、市内小中学校金管バンド部交流コンサートを行っています。愛知県立芸術大学始め市内外の大学とは、事業制作や研究、効果測定、ボランティア、講師派遣等で協力関係を築いています。また、県内外のホールと連携した公演の実現や市観光交流協会、市国際交流協会等と連携した情報発信など、さまざまな連携を実現、活用することで、多様で豊かな事業展開に結びつけています。

○市民参画の促進

今年度 11 回目を迎えた「ながくてアートフェスティバル」では、市内の美術作家有志が実行委員会を構成し、フェスティバルを継続してきたことで、市民が自由に自律的に企画運営するシステムが確立しています。また自主事業であった「映像鑑賞会」を、市民に企画を委ねた「シネマ会議」としてリニューアルしました。近年、市民でつくる子どものための鑑賞組織・長久手おやこ劇場から、企画情報や提案を受けた公演を行い、子育て世代のニーズを反映させるために「おんぱく」に企画段階から関わってもらうなど関連団体との協力も進めています。

友の会組織文化の家フレンズは、結成以来、自主事業のサポート、自主企画の実施、機関紙の発行、研修等の活動を充実させ、自立した運営体制を確立してきました。文化の家フレンズの活動経験は、会員の代表が文化の家運営委員として意思決定機関に参画することで文化の家の運営に活かされています。

(2) 課題

○より身近で、多様なプログラムの確保

市民アンケートによると、文化芸術の直接鑑賞や表現・創造活動をする人の割合がやや低下し、文化芸術がさまざまな余暇の中で選択されにくくなっていると考えられます。ただし、鑑賞や文化活動をしたいが行っていない市民が多く、鑑賞や活動の課題としては、「時間がない」、「きっかけがない」、「お金が高い」が上位となっています。身近で体験できる機会を確保し、市民の関心の多様性やライフスタイルに応じたプログラムを提供していく必要があります。

○アイデンティティ事業の再構築

質の高い公演や自主創造事業は、芸術のまちのシティブランドやアイデンティティの形成に役割を果たしてきましたが、普段芸術と関わりのない市民にまで浸透しているとはいえません。高い芸術性を求める熱心な支持派と無関心層とのギャップが大きいのも事実です。

今後は、文化芸術を活かしたまちづくりを進める視点で、市民の共感と支持を広

げながら自主創造事業を考えていくことが大切です。その上で、本市における芸術によるアイデンティティについて再構築する必要があります。

○市民との協働の推進

文化の家では、これまで市民参画型の事業に取り組んできましたが、市民の一層の主体的参加を図るためにには、単に市民に参加を呼び掛けるだけではない工夫が必要です。また、市民が単独で事業を実施していくのは限界があるとの声が聞かれます。市民参画や行政との協働を支える専門的な人材・団体の起用・育成、若い世代・子育て世代等の多様な市民が参加できる環境づくり、分野別・担当部署別の縦割を越えた取り組みを進めていく必要があります。

○文化力の活用

本市の未来まちづくりビジョンは、人々がつながり、支え合い、未来に希望を持ち夢を育むことが可能な社会像を提示しています。文化芸術は、人の営みに広く深く関わっており、このようなまちづくりに向けて、市民は文化芸術を子どもの教育、福祉・健康づくり、市民の絆づくり等に活用すべきと考えています。そのためには、市は必要に応じて部署を越えて協力し、さまざまな分野の団体と連携していくことが必要です。また、このような活動に共感する芸術家・専門家は現時点で限られていることが予想され、活動をしながら学習・成長していくことができる機会をつくりしていく必要があります。

○情報発信力の向上

市民の中には文化の家を頻繁に利用する人もいれば、ほとんど利用しない人もみられます。また、文化の家の取り組みに関する市民の認知度は低下しています。本市では、転入転出が多く、継続的な情報発信が求められます。また、単身世帯や名古屋市を生活圏域とする人が多く、多様な手段を通じて情報発信を行うとともに、その時代に普及している情報通信技術を活用する必要があります。

3章 文化芸術行政の基本的な考え方

1 文化芸術の意義・効果

文化芸術は個人、家庭、コミュニティ、地域それぞれに重要な意味を持っています。個人にとって文化芸術とは、「豊かな感受性や想像力を育む」「自己実現ができる」「自分の能力が高まる」「暮らしの中の楽しみ」「リフレッシュになる」など、ゆとりがあり生き生きとした暮らしに欠かせないものです。

また、文化芸術は「生活を豊かにする」「人と人との絆をつくる」など、家庭に潤いや彩りを与え、文化芸術を通じた人と人との結びつきがコミュニティに厚みをもたらし、社会的な課題の軽減や解決にもつながっていきます。

本市にとっては、文化芸術により「暮らしが楽しい地域・環境の創出」「地域の活力の向上」「主体的なまちづくりの担い手の育成」「経済の活性化」などを実現することが可能で、市民が地域に愛着と誇りを持ち、快適で魅力と活力あるまちづくりのために重要な役割を担います。

個人、家庭、コミュニティ、行政は、それぞれが互いに密接につながっています。例えば、一人ひとりが充実した生活をおくることにより、良好な家庭やコミュニティが実現し、ひいては本市の活力の向上につながります。一方で、暮らしが楽しい地域・環境の創出は、良好な家庭やコミュニティを実現し、一人ひとりに心の豊かさをもたらします。

2 行政の役割

市の文化芸術振興においては、行政はもとより市民、芸術家、専門家、企業等がそれぞれの役割を担い、協力することが必要です。その中で、行政は「文化芸術の基盤整備」「広範な領域にメリットをもたらす施策の実施」「文化芸術にふれる機会の提供」「市民、専門家、企業等の連携を支援」の4つの役割があります。

○文化芸術の基盤整備

現在、私たちの生活や経済活動は、教育制度や法制度、道路・公園・水道など行政が整備した社会基盤に支えられています。文化芸術についても、市民や専門家等による学習、創造、発表、蓄積、流通等の各活動を支える社会基盤を、行政が縁の下の力持ちとして整備することが求められています。

○広範な領域にメリットをもたらす施策の実施

前節の文化芸術の意義・効果でみたように、文化芸術は個人の資質を高めるだけでなく、良好な家庭・コミュニティの形成や、快適で魅力と活力あるまちづくりなど、広範な領域にメリットをもたらします。また、芸術、伝統文化、まちづくり等は後世の人が恩恵を受けるケースも少なくありません。このように外部効果¹を持つ活動は、市場に基づいた経済活動の中で最適な供給ができないため、行政が主体的に取り組む必要があります。

○文化芸術にふれる機会の提供

文化芸術は、「暮らしの中の楽しみになる」「自己実現ができる」「自分の能力を高める」「豊かな感受性や創造性を育む」「生活を豊かにする」など個人に対してさまざまなメリットがあります。ただし、芸術や伝統文化では、理解の前提として特別な知識を要すること、子どもの時の体験がその後の関わり方に大きな影響を与えること、芸術団体が都市部に偏在していることなどから、文化芸術の享受は個人を取り巻く環境に左右されやすいものです。このため、機会の平等という観点から、多くの人が文化芸術にふれる機会を提供するなど、行政が文化芸術事業に携わる必要があります。

○市民、専門家、企業等の連携を支援

市民の文化活動、伝統文化や芸術等に携わる専門家の活動をはじめ、本市にはさまざまな文化活動が見られます。行政は、地域の文化活動の相談役もしくは調整機関として、市民、専門家、企業等を効果的に結びつけるなど行政ならではのコーディネート力を發揮し、地域の文化資源の効果的な連携、活用を図る役割があります。

¹ ある活動によるメリットがその活動に対価を支払わない人にまで及ぶことを、経済学では「外部効果」と呼びます。外部効果が発生すると、フリー・ライダー(ただ乗り)の問題が起きて、活動の供給者はそれに見合った対価を確保できず、採算が合わなくなってしまいます。例えば、外交、治安維持、衛生、教育、産業基盤等はこの外部効果があるため、行政が担当しています。文化芸術についても前節の意義・効果でみたようにさまざまな外部効果が確認できます。

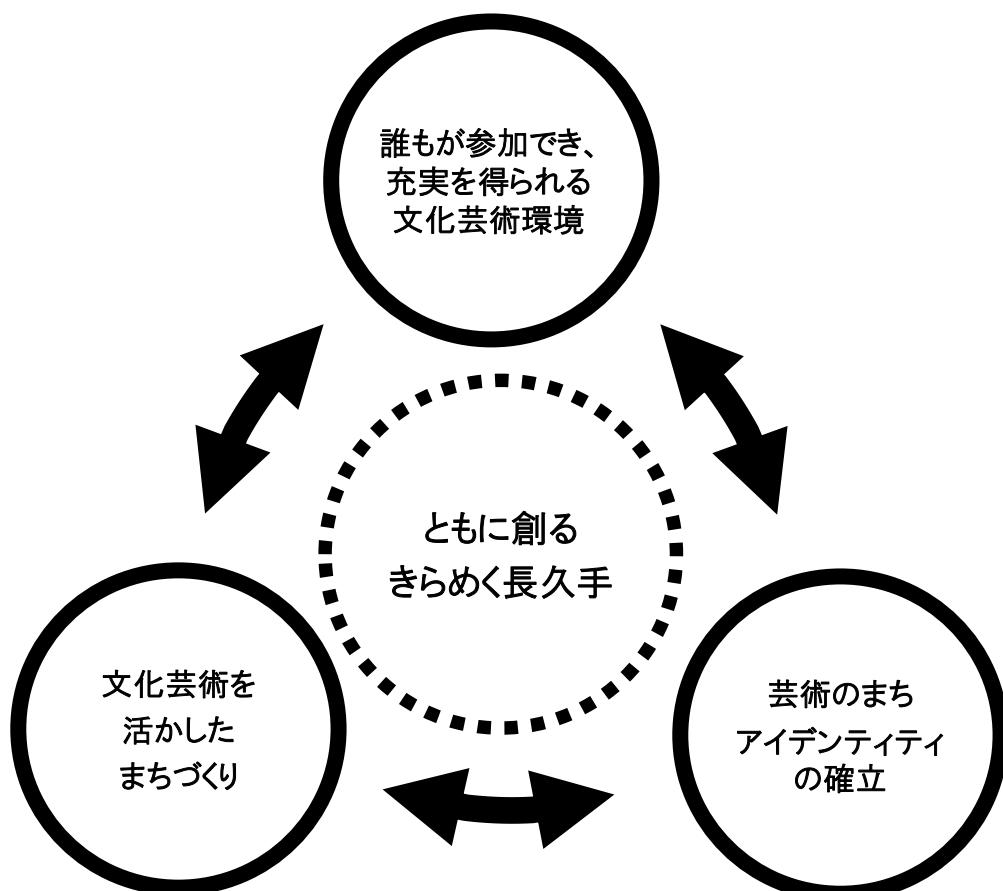
3 基本理念

本市は、歴史の中で培われ継承・発展してきた風土や伝統文化を持ち、周辺を含め大学が多数存在し、地域には学生や芸術家、専門家が多数在住しています。また、名古屋市に隣接しているながら自然が豊かで、暮らしやすいまちとして移り住んでくる人が多いのも特徴です。

先人の偉業に敬意を払い、このような地域の特性と市民一人ひとりの個性を活かしつつ、たくさんの人が協力して新たな魅力ある文化芸術の創造を図ります。また、豊かな地域社会が織りなす質の高い生活空間を創出することによって、真に市民がゆとりと潤いに満ち、生き生きときらめいている市を目指します。そして、市の文化芸術政策の基本理念を次のように掲げます。

ともに創る きらめく長久手

●基本理念と基本方針



4 基本方針

市の文化芸術政策の基本理念である『ともに創る きらめく長久手』の実現を図るために、「誰もが参加でき、充実を得られる文化芸術環境」「芸術のまちアイデンティティの確立」「文化芸術を活かしたまちづくり」を基本方針に掲げます。

基本方針1 誰もが参加でき、充実を得られる文化芸術環境

本市の文化芸術振興の担い手は、市における生活の主役である市民です。市民一人ひとりが文化芸術を通じて、豊かな感受性や創造力を育み、自己実現を図り、お互いを理解することによって、人生を充実感あるものにし、生き生きと暮らすことができる文化芸術環境づくりに取り組みます。

基本方針2 芸術のまちアイデンティティの確立

地域の伝統や資源を活用してオリジナリティある芸術を発展させ、全国に情報を発信し、交流することにより、芸術の発展に貢献します。また、芸術が市民に身近なものとなり、本市が芸術のまちであることを実感でき、誇りに思えるようなまちづくりを推進します。

基本方針3 文化芸術を活かしたまちづくり

市民や芸術家が創る文化芸術が持つさまざまな力や可能性を、都市空間、産業振興、教育、福祉、日々の暮らし、支え合いや絆づくり等さまざまな場面に活かしていくのと同時に、元気で暮らしやすいまちが文化芸術を育てていく、このような、まちと文化芸術双方が育っていく仕組みや環境をつくります。

5 具体的目標

前節の3つの基本方針に沿って、市の文化芸術施策を実施する上でのガイドラインとなる具体的目標を定めます。

基本方針1 誰もが参加でき、充実を得られる文化芸術環境

○幅広い分野にわたる文化芸術環境の充実

価値観やライフスタイルの個性化・多様化に伴い、地域の文化活動も幅広い分野にわたっています。このため、音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術²、文学、伝統芸能、生活文化など広範なジャンルの文化活動に対して環境の整備を図ります。

○市民の多様な文化活動の展開を支援

市民の文化活動に対する関心は、初步的なものから芸術性の高いものまでさまざままで、活動内容も創造、練習、学習、発表、鑑賞、継承など、多岐にわたっています。その対象も、子どもから大人、高齢者、障がい者等の社会的な弱者まで、また、主婦、会社員、学生等さまざまな社会属性の市民が想定されます。このような多様性をふまえ、その文化活動が円滑に展開できるよう支援します。

○市民の文化活動のレベルアップを支援

市民の文化活動が一層活発になり、芸術性・技量の向上が図れるよう、文化芸術の創造環境、学習環境、情報の収集・発信環境等を充実させます。また、市民の文化活動を牽引し、手助けをする指導者・支援者の育成を図ります。

○市民の主体的な文化活動の展開に対する環境づくり

文化芸術は人のライフスタイルや内面に深く結びついています。このため、市民を行政施策の受益者としてではなく、主体的な文化活動者と考え、その自立的な文化活動が展開できる環境を整備します。

○郷土の伝統文化の保存、継承、発展

本市で脈々と引き継がれてきた警固祭り（オマント）、棒の手、打囃子太鼓³等の民俗伝統文化は、郷土の歴史や文化芸術の理解に欠かせないものです。これらの文化資源を保存し、次世代へ継承するとともに、現代的な観点から活用し、長久手らしい文化芸術の創造に努めます。

○次代を担う子どもの健やかな成長

生の芸術や、地域で継承されてきた伝統芸能等を見たり、体験したりする機会を提供するなど、次代を担う子どもの心に文化芸術を届け、子どもの健やかな成長に資する、子どもたちが輝くまちづくりを進めます。

² 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの他の電子機器等を利用した芸術

³ 一般に祭りばやしと言われ、大太鼓、小太鼓、笛を用います。

基本方針2 芸術のまちアイデンティティの確立

○芸術を育成、創造するまち

市内や近隣にある大学や地域の芸術家等の人的資源、文化施設、地域で継承されている伝統文化等を活用して、芸術を育成、創造するまちづくりを進めます。

○芸術創造と市民文化活動の相乗効果の発揮

芸術家の創造活動や指導が市民文化活動の質を向上させるとともに、市民の芸術に対する関心や理解が芸術家の活動を支えるなど、芸術家と市民の交流が相乗効果を発揮する、芸術が地域に根ざしたまちづくりを進めます。

○芸術を通じて、全国・世界と交流

地域で育て、創造した芸術を全国に情報発信し、さまざまな人々との交流を促します。これらの情報発信や交流により、芸術のまちとしてアイデンティティが確立されるよう努めます。

基本方針3 文化芸術を活かしたまちづくり

○まちづくりへの文化芸術の活用

美しさ、おもしろさ、新しいものを創る力、人と人との結びつけるきっかけ、夢を共有する力、古くから伝承される叡智など、文化芸術の持つ力（文化力）を活用して、より暮らしやすく、活力のあるまちづくりを図ります。

○市民・文化団体等との協働による推進

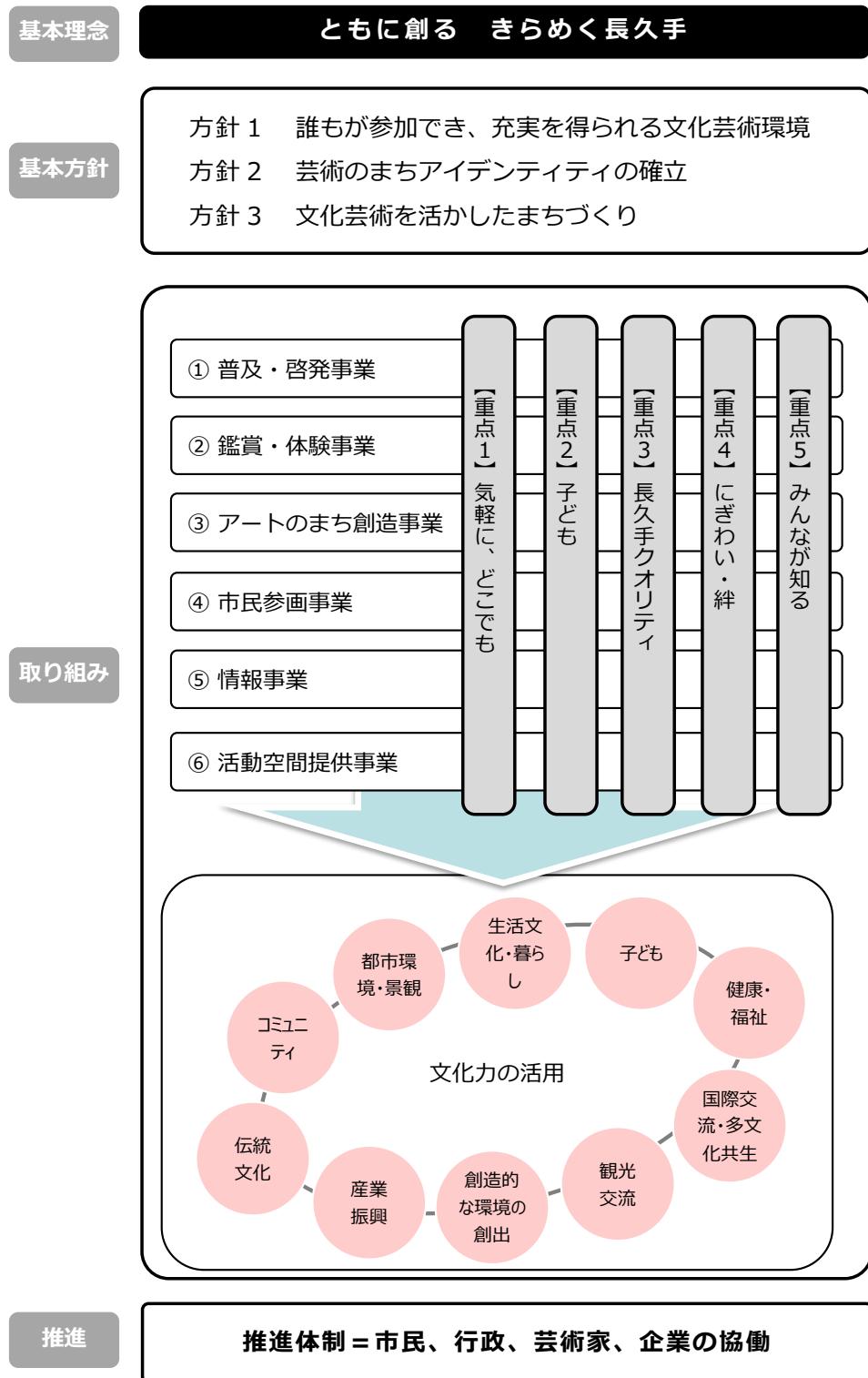
文化芸術が市民一人ひとりに親しまれ、文化芸術を育む風土を醸成するため、文化芸術に対する市民の関心度向上、伝統文化の継承、芸術活動の経済的な基盤づくりなど、長期的な視点に立って仕組みを整備します。その際、市民・文化団体・企業・行政等がそれぞれの役割や責任を担い連携していく、協働による推進を図ります。

○さまざまな分野の連携を図る仕組みづくり

文化芸術が関わる領域は広く、文化芸術の観点から取り組むべき施策は多様な分野に及んでいます。このため、市職員一人ひとりが、文化芸術は「ひとに活力を与える、まちに魅力をもたらす」ものととらえ、市民の文化的なニーズに応えるため柔軟な対応に努めるとともに、目的を共有して連携した取り組みを促す仕組みをつくります。

● プランの体系

市の文化芸術政策の基本理念『ともに創る きらめく長久手』を実現するために、3つの基本方針のもと、6つの事業に取り組みます。事業については、重点的な5つの施策を定め、今計画期間において特に力を入れて取り組みます。これらの取り組みを基礎にして、さまざまな分野に文化芸術を活用していきます。



4章 取り組み

1 施策

(1) 事業概要

市の文化芸術振興の拠点である文化の家では、前述の基本方針をふまえながら、施設の特色を生かし、次の6つの事業を柱として、多角的に事業を展開します。

● 普及・啓発事業

次代を担う子どもをはじめ、生の舞台公演や芸術作品をあまり鑑賞しない市民、都市部まで足を運ぶことが少ない高齢者など、文化芸術にふれることが少ない市民を対象に、文化の家で公演や展示を行ったり、市内各地に出向いて公演を行います。

【主な事業】

普及鑑賞事業、アウトリーチ事業

● 鑑賞・体験事業

講座、舞台芸術鑑賞、展示など、市民ニーズをふまえながら質の高いプログラムを編成し、市民が芸術にふれ、楽しむ機会を設けるとともに、市民自ら芸術活動をはじめ多岐多様にわたる文化活動を誘発します。本事業の展開は、市民文化及び地域文化を活発化するまでの基礎体力づくりとなり、将来の発展に大きく寄与します。

【主な事業】

舞台芸術鑑賞事業、展示事業、キッズプログラム、アートスクール、提携事業

● アートのまち創造事業

さまざまな市民・アーティスト等が参加するフェスティバル、アーティストによる芸術作品の制作やユニークな芸術系のイベント、市民が主役の作品創造や発表の場づくり、文化力の活用など市民がアートのまちを実感でき、文化芸術を創造し活用していくため社会基盤をつくります。

【主な事業】

アートのまちフェスティバル事業、創造スタッフの創造活動、演劇創造事業、市合唱・演劇事業、グループ育成・発表事業、福祉・コミュニティ活用事業、講演・シンポジウム

● 市民参画事業

市民が文化の家に親しみを持ち、主体的に参画する機会を設けるため、市民それぞれの関心や意欲に応じて、鑑賞・企画・運営支援・PR支援など自分にあつた参加ができる、身近な市民参画の機会を充実するとともに、市民参画組織の運営を支援します。

【主な事業】

文化の家フレンズの支援、市民企画支援事業、映像鑑賞会

● 情報事業

文化の家の事業や活動情報を収集・整理して市民へきめ細やかに情報を提供するとともに、自主創造活動等さまざまな取り組みを全国に発信します。また、市内から全国に至るさまざまな文化情報の提供を図ります。また、定期的な情報誌の発行等による記録・出版や、地域のデザイナーの活用等によるデザイン文化の伸長・促進、ウェブコンテンツの充実や活用を図ります。

【主な事業】

広報・宣伝・年報・アーカイブ作成、出版・デザイン文化事業

● 活動空間提供事業

市民や芸術家等の自主的な活動に対し、文化の家のアトリビング諸室やホールなど、活動場所を貸し出します。その際、利用目的をふまえた利用方法や時間など活動特性を尊重した運営を行います。また、パブリックスペース（ビュッフェカウンター、ガレリア、アトリウム、北テラス、ラウンジ等）について、行政や地域の団体との連携によってその活用を図ります。

なお、表現・創造活動や発表の場が十分に確保できないとの指摘があり、活動場所のあり方について、検討します。

【主な事業】

貸し空間事業、パブリックスペース活用事業

(2) 各事業の内容

柱となる6つの事業について、その内容や具体的な方法を整理します。

普及・啓発事業	
普及鑑賞事業	高い質を確保しつつ親しみやすい公演、子どもや親子向けのワークショップなど、幅広い市民を対象とした鑑賞事業を実施します。
アウトリーチ事業	一定の芸術性を確保しながら、ガレリアでの公演を定期的に開催し、気軽に芸術にふれる機会をつくります。また、小中学校、福祉施設、地域集会施設など文化の家の館外で、普段、生の芸術にふれることの少ない市民を対象に、教育機関や地域の団体と連携して音楽・身体表現等の出張公演等を実施します。
鑑賞・体験事業	
舞台芸術鑑賞事業	可変機構を持つホールの特徴を活かして、音楽、演劇、舞踊、芸能など、質の高い舞台芸術公演の鑑賞機会を提供します。その際、事前に作品の背景を学ぶ機会を設けたり、解説付きのコンサートを開催するなど、理解を深める工夫を図ります。
展示事業	展示室等を利用して、地元の芸術団体の発表支援や、絵画コンクール、自主創造事業等にまつわる展示をはじめ、さまざまな人やイベントと連携しながら、展示事業を実施します。
キッズプログラム	子どもや親子向けに、文化芸術を楽しみながら体験できる公演・展示・ワークショップ等を実施します。
アーツスクール	主に市民の初心者や子どもの初心者を対象に、幅広い分野の芸術等を習う教室を開設します。教室の修了生には、文化サークルづくりとその活動の支援をします。
提携事業	市内外を問わず芸術家、芸術団体、芸術系大学をはじめとした教育機関等と協力し、芸術作品の創造・発表・広報等を支援します。各地の文化ホール、公益法人等と連携して、鑑賞事業や展示事業の巡回公演等を企画します。また、情報やノウハウを交換するなど、効率的で質の高い芸術提携事業を行います。
アートのまち創造事業	
アートのまちフェスティバル事業	市内に多く在住する美術作家たちによるアートフェスティバル、子育て世代が多く在住するニーズを反映してまちなかで行う音楽事業「おんぱく」など、市内のさまざまな場所を会場として、市民やアーティスト・大学等とのパートナーシップで運営します。

4章 取り組み

創造スタッフの創造活動	創造スタッフが、文化の家等を利用して、芸術作品を創造・発表する時間・場所等を提供し、創造活動を支援します。また、アウトリーチ自主事業の企画提案やサポート等に積極的に関わり文化の家での活動実績を自らのキャリアパスとします。
演劇創造事業	地元や全国の劇作家や俳優等による戯曲コンペティションや公演を行います。同時に、講演会、討論会、ワークショップなど関連事業を実施し、地域や公立文化施設における演劇制作を考え、交流する機会をつくります。
市合唱・演劇事業	音楽家や愛好家が多く在住する本市の特色を活かした市合唱団、我が国の公立文化施設では先駆的な市民劇団による演劇作品の制作を支援するとともに、団員による主体的な活動や公益的な活動への展開を支援します。
グループ育成・発表事業	文化の家で活動するさまざまな文化団体が一堂に会し、活動の成果を発表し交流する機会をつくります。また、アートスクールの講座発表、コンクールの受賞作品展示など、多様でより多くの人が発表できる機会をつくります。
福祉・コミュニティ活用事業	アートを福祉やコミュニティ分野等に活用するため、ノウハウの蓄積、担い手の育成など基盤づくりに取り組みます。
講演・シンポジウム	芸術家や有識者を招き、文化芸術の活用に関する講演やシンポジウムを開催します。文化芸術に関する内容だけでなく、文化芸術がまちづくりにどのような役割を果たすのか、その活用について、他部署や地域と連携して幅広い視野で講演やシンポジウムを行います。
市民参画事業	
文化の家フレンズの支援	多くの市民にとって文化の家が身近に感じられるよう友の会の会員を募るとともに、市民の意欲や技量に応じて、文化の家の事業の企画や運営に参加し、楽しんでもらうための活動を支援します。
市民企画支援事業	市民が希望する公演の企画・運営を市民自身が実施する市民企画事業を支援します。また、公益的な活動を支援する公募事業の実施を検討します。また、これまで文化の家で行ってきた事業を市民企画へと移行し、将来的に自主事業の一部を市民が担う仕組みづくりを図ります。
映像鑑賞会	光のホール等を利用して、子ども向け、学生・自主制作等の発表会、芸術性豊かな映像作品など、民間事業者では鑑賞の機会が少ない多様な作品を鑑賞する機会をつくります。

情報事業	
広報・宣伝	広報担当を設置し、印刷物、ウェブコンテンツ、マスメディアのパブリシティ、市民・文化の家利用者・アーティスト等とのリレーション(関係性)の構築など、自主事業のみならず、文化の家全体の魅力発信を行います。
年報・アーカイブ作成	文化の家の各年度の事業や運営についての内容や結果と評価等を記載した年報を作成し、情報の公開と発信を図るとともに、次年度以降の事業の改善資料とします。また、これまでの実績(写真、映像等も含め)を取りまとめてアーカイブをホームページ等で可視化し、文化の家の遺産として周知できるようにします。
出版・デザイン文化事業	市民が主体となって作成する文化の家の情報誌を発行するなど、文化の家の活動を広報・宣伝します。また、文化の家のチラシやポスターのデザイン作成に地域の若手デザイナーを起用するなど、その育成に寄与します。
活動空間提供事業	
貸し空間事業	市民や地域団体の文化活動、芸術家・芸術団体の芸術活動、地域のコミュニティ活動など、自主的な諸活動に対し、アートリビングやホールなど、活動場所を適正な使用料金で貸し出します。
パブリックスペース活用事業	文化の家のパブリックスペース(ビュッフェカウンター、ガレリア、アトリウム、北テラス、ラウンジ等)について、行政や地域の団体との連携によってその活用を図ります。

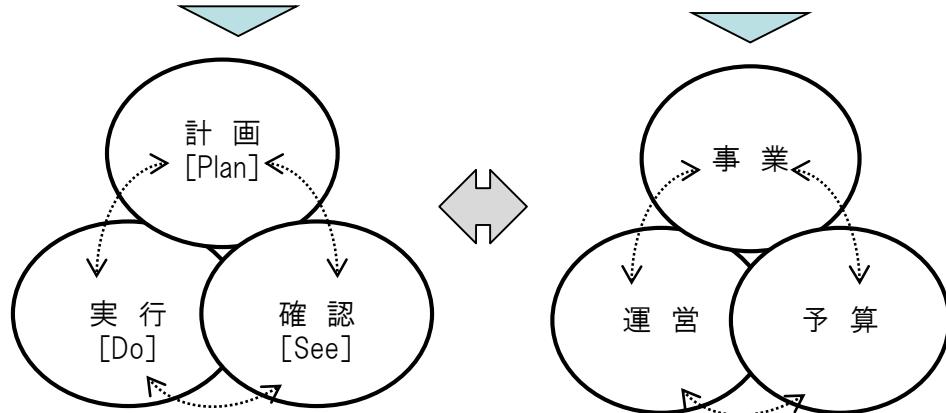
● ● 文化の家、開館時の想い ● ●

昔、庭に、縁側に、お勝手に人々が集い、憩う家がありました。野良や社寺の行事で集う機会がありました。そこでは、祭りばやしや御神楽、田舎芝居、棒の手など土の匂いのする地域の文化が育ち、伝えられてきました。現在、商品やサービスに美や芸術が深く関わるようになり、発達したメディアを通じてたくさんの情報があふれ、集うことなく文化にふれることができます。一方で、与えられることに慣れている自分に物足りなさを感じる人が増えています。「仲間が欲しい」「何かをやりたい」との声が高まってきました。そして、人と人がふれあう中で、いっしょに創り、学びあい、伝え、ともに楽しむ新たな『場』として考えられたのが文化の家です。文化の家が、各層各年代の市民が自らの芸術創造活動を展開する家、そして優れた舞台芸術を鑑賞する家、学習する家、交流する家、くつろぐ家、元気になる家、そんな「我が家」感の持てる文化施設として実現されるため、「長久手文化の創造・交流・共有」を基本理念とします。

文化の家では、基本理念を実現するため、7つの基本的視点をふまえて、事業、運営、予算を一体的に編成するとともに、計画、実行、確認を行い、効果的に施策を進めます。

長久手文化の創造・交流・共有

- ・まちの文化活動の中核
- ・地域文化の創造を追求
- ・ホールとアートリビングによる構成
- ・地域の文化活動を支援するソフトウェアを重視
- ・利用者が使いやすい施設
- ・内に外に開かれた施設づくり
- ・都市環境整備の一翼を担う



長久手町文化マスター プラン(1998年)

2 重点施策

文化の家では、前回のマスタープランにおいて目標とした、開館期における基礎固めと、それを基礎とした本格的な展開が、ほぼ想定どおり行われてきました。このため、今回の改定では、これまでの成果と課題をふまえながら、次の5つの施策を重点的に取り組みます。

なお、重点施策は取り組みを始めると、市民等のニーズをより正確に把握できたり、市民の主体的な活動や芸術家等の社会資源が充実するなど、短期間で前提が変化することが予想されるため、5年程度で成果と課題を整理し、計画内容の見直しを行います。

重点1 気軽にアート、どこでもアート

市民が文化芸術に気軽にふれることができ、文化活動へのきっかけづくりとして、親しみのある内容の公演の実施、低料金や無料の体験や鑑賞機会づくり、初心者向けの公演やワークショップ、食との連携等に取り組みます。また、文化の家のアトリウム（広場）を利用したガレリアコンサート、まちなかコンサート等、ホールの外で気軽に鑑賞・参加できる公演の実施に取り組みます。

普及啓発プログラムについては、現在実施している音楽に加え、劇・ダンス・美術など多分野への展開に取り組みます。

また、市内公共施設、商業施設、観光施設など、行政内の連携はもとより、民間事業者との連携も含めて、生活する中で自然に文化芸術にふれることができるまちづくりに取り組みます。

取組例	内容
気軽に鑑賞・体験できる公演	2018～親しみのある内容の公演、ワンコインコンサート、解説付きのコンサート、食との連携等の継続的な実施 2018～ガレリアコンサートを月に1回程度開催 2018 まちなかコンサートの運営主体の検討 2019～まちなかコンサートの拡充
普及啓発プログラム	2018 演劇・ダンス・美術など多分野のプログラムの情報収集 2019～アートデリバリーのメニューに随時追加 2020～普及啓発に関わる地元アーティスト・専門家の育成・プログラム開発支援(創造スタッフでの起用や近隣の自治体との連携を視野) 2020～実施状況をふまえたメニューの改善・拡充
行政内・民間事業者との連携	2018～まちなかコンサート、普及啓発プログラムについて、展開方策を協議 2018～おんばく、ながくてアートフェスティバルでの民間事業者等と協議 2019～市内公共施設、民間施設での普及啓発プログラム等の拡大

重点2 子どもの眼が輝くアートとの出会い

子どもたちが心豊かで夢を持って輝くまちを目指し、学校や保育園・幼稚園等、文化の家、まちなかなどさまざまな場で体験ができる仕組みづくりに取り組みます。

学校向け（であーと）や保育園・幼稚園等向け（おいでアート）の生の芸術にふれるプログラムについては、学校・保育園等と連携して、普及啓発プログラムと一体的にその充実を図ります。

子どもや親子を対象としたコンサート等を定期的に開催するとともに、ダンスを始め対象分野の拡大を図ります。

0歳から大人まで音楽を楽しめる夏の音楽祭である「おんばく」については、多様な音楽ジャンルへの展開を検討するとともに、質感を共有しながら市民や関係団体・事業者が主体的に活動できるよう働きかけを行います。

取組例	内容
学校・保育園等向けのプログラム（であーと・おいでアート）	2018 演劇・ダンス・美術など多分野のプログラムの情報収集(普及啓発プログラムと一体的に実施) 2019～学校・保育園等向けのプログラムに追加 2020～普及啓発に関わる地元アーティスト・専門家の育成・プログラム開発支援(創造スタッフでの起用や近隣の自治体との連携を視野) 2020～実施状況をふまえてメニューの改善・拡充
子ども・親子向けの公演等	2018～0歳からのコンサート、ファミリーコンサートの定期的な実施 2018～キッズプログラムについて、ダンスなど対象分野の拡充
おんばく	2018～多様な音楽ジャンルへの展開を検討 2018～事業の趣旨や質感を共有しながら、市民や関係団体・事業者等への主体的な活動の働きかけや環境づくり

重点3 長久手クオリティの創出

文化の家で開館時から注力している、音楽分野のアンサンブル、演劇分野を特色として掲げ、名古屋圏を代表し、全国・世界に向けた情報発信力のある公演やプロジェクトの実施に取り組みます。そして、文化の家の企画であれば信頼できる、期待できるというイメージの定着を目指します。

また、地元のアーティスト、大学連携、創造スタッフやそのO Bの活動支援も含めて芸術創造の一翼を担うとともに、その効果が市内に波及していくように、文化の家とアーティストの提携を進めていき、アーティストと本市について Win-Win の関係づくりに取り組みます。

より多くの市民が共感・参加できるように、これらの事業を市民向けにわかりやすく説明した講座の実施、まちづくりとの連携、積極的なPR等に取り組みます。

取組例	内容
アンサンブル公演	2018～名演への招待シリーズを年間2公演程度実施 2018～室内で聴こうシリーズを年間2公演程度実施
演劇公演	2018～長久手演劇王国(演劇フェスティバル)を随時実施 2018～旬の劇団・劇作家の公演をシリーズ化して年間1公演程度実施 2018～定期的に市のオリジナル作品を創作
アーティスト等との提携	2018 文化の家フランチャイズ・アーティスト事業の検討 2019～文化の家フランチャイズ・アーティストとの提携事業の開始

重点4 アートが結ぶにぎわい・絆づくり

アートを通じて、まちのにぎわいや絆づくりを進めていくために、ノウハウの蓄積・人材育成・推進体制づくり等の社会基盤（プラットフォーム）をつくります。

ながくてアートフェスティバルについては、多分野への展開、まちのにぎわいや景観の創出、アーティストの情報発信に向けた取り組みの充実を図ります。

地域の絆づくりに向けて、コミュニティでのイベント・行事を盛り上げるために文化芸術を活用するなど、コミュニティづくりに取り組む市民とともに考えていきます。また、文化芸術の各事業で、いろいろな人と同じ時間を過ごす、みんなでつくる、話し合う、認め合うなど参加者が知り合いになり、絆が生まれていく過程を大切にします。

社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）を目指した福祉分野での活用については、オリンピック・パラリンピックの機運醸成プログラムへの参加、コミュニケーションや自己肯定感に課題を抱える青少年への支援などに向けて、社会資源の充実に向けたアートによる支援方策を先行して研究・実施します。

取組例	内容
ながくてアートフェスティバル（N A F）	2018 映像・音楽・食プログラム、工作・科学系のプログラムの活用の検討 2019～多分野を含むフェスティバルに拡充 2020～観光資源としての活用方策、ソフトアートスケープ（期間を限定してまちや公共施設を特別にデザイン）、作品コンペ等を検討

4章 取り組み

コミュニティでの活用	2018 各コミュニティの意向の把握、支援プログラムの情報収集 2019 プログラムの試行(例:地域共生ステーションでのフェスティバル、地域住民が共同した作品制作にアーティスト・創造スタッフ等を派遣) 2020～コミュニティ活動の広がりをふまえながら、各年度重点地区を設定してプログラムを展開
社会包摂を目指した福祉分野での活用	2018 オリンピック・パラリンピック機運醸成プログラムの検討 2019～〃 障がい者向けのプログラムの実施 2021～青少年向けのプログラムの実施

重点5 みんなに知ってもらう

本市は、転出入者が多い地域特性があり、広報・チラシ・ポスター・ホームページなど基礎的な情報提供を継続的に実施します。関心はあるが、一歩を踏み出さない人たちが多いことから、転入・入園入学・年金保険の手続き時などを利用したPR、他分野の公共施設や商業施設でのPR、全市的なイベント時の活用など、市民のところに出向いていく広報に取り組みます。

また、SNSなど注目を集めている情報通信技術の活用については、単に文化の家から情報発信をするだけではなく、市民やキーパーソン等さまざまな人の主体的な関わりを通じた情報発信方法を研究します。

取組例	内容
基礎的な情報提供	2018～広報、ポスター、チラシ、ホームページ等で定期的に情報発信 2018～文化の家の映像・写真等のアーカイブの保存・活用方策の検討 2018 文化の家の特徴ある取り組みが一目でわかるリーフレットの作成 2020 リーフレット更新(事業の内容をふまえて定期的に更新、文化の家フランチャイズ・アーティストによる制作を検討)
SNS等の活用	2018 情報発信のキーパーソン探し 2018 情報発信サポーターの育成(市民・文化関係者も含めた情報発信勉強会等) 2019 情報発信サポーターが作成した画像・映像を活用したPRの試行 2020～情報発信技術の動向を見ながら隨時、研究会等を開催

3 文化力の活用方針

社会の変化を受け止めながら、本市の特色や課題をふまえ、さまざまな分野に文化芸術を活用します。

■ 生活文化・暮らし

文化芸術は、食文化、ファッション、インテリアや住環境、ゲーム・マンガなど娯楽的なものまで、非常に広範にわたっており、暮らしの中の多様な文化芸術を対象に学習や活動の機会を提供します。

【関連計画】

生涯学習基本構想

【文化の家の取組例】

アートスクールや一日体験等で、幅広い分野の講座の開催

■ 伝統文化

本市には、古戦場を始め有形・無形の文化財、警固祭り（オマント）・棒の手等の祭事、芸能、日々の暮らしの中に受け継がれてきた生活の知恵・遊びなど、さまざまな伝統芸能が息づき継承されてきました。後世のために有形・無形の文化財や伝統芸能の保全・継承活動を支援するとともに、その現代的な意義を見出し、伝統文化が市民一人ひとりの生活に溶け込み、豊かな暮らしが実現できるよう努めます。

【関連計画】

生涯学習基本構想

【文化の家の取組例】

伝統芸能の体験講座やフェスティバルの開催

■ 創造的な環境の創出

まちなかに創造的な環境を創出して、新たなアイデア・活動・情報を生み出していくことで、暮らしやすく活力あるまちにつながります。公演やイベントにあわせて、芸術家・専門家・研究者・学識経験者など市内外の文化芸術関係者との知の交流を図ります。

【文化の家の取組例】

文化やまちづくりをテーマにした講演・シンポジウムの開催

芸術家や専門家と対話や交流をする講座やイベントの開催

■ 子ども

子どもは将来の地域文化の担い手であり、感受性豊かな子どもの時の体験や経験はとても貴重です。家庭・地域、学校、行政等が協力して、主体性、感受性、創造

性、協調性等を文化活動、読書活動などにより育み、個性や社会性の成長を促す子どもの健やかな成長を支援する環境づくりを図ります。

【関連計画】

教育振興基本計画（策定中）、子ども・子育て支援事業計画、子ども読書活動推進計画（改定中）、平成こども塾マスタートップラン

【文化の家の取組例】

アートデリバリーなど学校・児童館等へのアーティスト訪問

児童館や図書館等と連携した子どもが参加しやすい鑑賞事業やイベントの実施

■ 福祉・健康

文化活動は、高齢者や障がい者等の社会参加の手立てとなり、生きがいや健康づくりにもつながります。このため、年齢や障がいの有無にかかわらず文化活動をしやすい環境づくりに取り組むとともに、社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）等の視点から困難を有する市民への支援に文化芸術を活用します。

【関連計画】

地域福祉計画、高齢者福祉計画、ながふく障がい者プラン、健康づくり計画等

【文化の家の取組例】

高齢者や障がい者等の文化活動支援や社会包摂の研究

困難を抱えた人を対象に、自己肯定感や絆を生み出すワークショップ

関係団体や大学等と連携した健康講座・イベントの開催

■ 観光交流

観光の語源を辿ると、光は地域の優れたものや特色のことを指しており、まちの文化芸術は自然環境や観光施設等と並んで重要な魅力となります。市観光交流協会や観光・商業施設、市民団体等と連携しながら、広域的に魅力のある事業に取り組みます。

【関連計画】

観光交流基本計画

【文化の家の取組例】

市外の参加者も想定した広報

市観光交流協会と連携した文化芸術事業の実施

■ 国際交流・多文化共生

現代は国境を越えて芸術家・芸術作品・文化資源の情報等が頻繁に行き交い、本市において暮らす在住外国人も増えてきています。本市では、地域全体で国際交流を進めるため、文化芸術を通じてさまざまな交流を図り、相互理解や創造力を養う契機を提供します。

【文化の家の取組例】

市国際交流協会と連携したさまざまな国の文化芸術を紹介する芸術公演・関連イベントの実施

■ 都市環境・景観

本市の特色である緑豊かな自然環境や古く趣の残る歴史景観など、良好な景観資源を守り、育み、活かし、計画的な市街地整備により創出された都市空間と調和させた良好な都市環境・景観づくりに取り組みます。

【関連計画】

都市計画マスターplan、緑の基本計画、長久手田園バレー基本計画、里山プラン

【文化の家の取組例】

まちなみと調和したデザインの講演会・研究会等の開催

■ コミュニティ（地域活動団体、市民活動団体等）

良好なコミュニティづくりに向けて、文化芸術を活かして、多くの市民が集まるきっかけづくり、コミュニケーションの促進、さまざまな市民が協力する機会づくりなどに取り組みます。

【関連計画】

地域協働計画、地域福祉計画

【文化の家の取組例】

コミュニティ主催のイベントに、アーティストや専門家の紹介や派遣

■ 産業振興

市内には、愛知県立芸術大学、愛知県立大学を始め高等教育機関が立地し、多くの若手芸術家が暮らしています。本市では、起業支援等により地域の人材や事業者が活躍する機会づくりに努め、そのノウハウや効果を地域に蓄積する仕組みを大切にし、名古屋市や周辺市町の市場規模の大きさを視野に入れながら、文化産業の育成を図ります。

【関連計画】

大学連携推進ビジョン4U（策定中）

【文化の家の取組例】

印刷物制作等に若手デザイナー・イラスト레이ター等を起用

創造スタッフとして新進芸術家等を雇用

5章 推進に向けて

1 組織・運営

本市の文化芸術政策を推進し、文化の家の円滑な運営を図るため、その基本となる考え方を提示し、運営方針、運営体制、予算についての考え方・あり方を定めます。

(1) 運営方針

○市民、行政、芸術家、専門家、企業等の協働

地域に根付き、多彩かつ水準の高い文化芸術を育むためには、市民、行政、芸術家、専門家、企業等が各自の役割を果たした上で、互いに協力することが不可欠です。文化の家は行政内部で完結した組織ではなく、芸術家の指導や市民の参加等に対して開かれた組織を目指し、協働による文化芸術振興を図ります。

○分かりやすく利用者を尊重した運営

文化の家は、分かりやすく、利用者を尊重した運営を図ります。このため、施設管理と事業企画の担当の連携を密接にし、利用者の意見を規程等に反映する機会を設けるなど、利用者のニーズに的確に応えるよう努めます。また、来館者が戸惑うことなく快適に利用できるように、適切な職員の応対、設備・機器の使い方等の分かりやすさに気を配るなどサービスの充実した施設を目指します。

○芸術創造、文化力の活用など高度な業務に対応

文化の家では、単に芸術作品の鑑賞機会と発表機会の提供だけでなく、地域の文化の育成・創造や、文化力を暮らしやすいまちづくりに活用していくことに積極的に取り組みます。このため、事業の企画や舞台技術の専門家を職員として確保するなどスタッフを充実させます。また、芸術家や専門家をはじめ広くネットワークを築き、多彩で高度な業務に対応します。

○フレキシブルな運営体制

組織がいったんできあがると、その改変には多大なエネルギーを要するため、運営体制が硬直化してしまいがちです。文化の家では、フレキシブルな運営体制を心がけ、地域の文化活動の高まりやまちづくりなどニーズの変化に柔軟に対応できるようにします。

(2) 運営体制

①所管

一般に文化芸術政策担当課は、首長部局が所管する場合と教育委員会が所管する場合に大別され、地域や文化施設の特性をふまえ自治体にその判断が委ねられています。

本市では、文化芸術をより豊かなまちづくりのための施策のひとつと位置づけています。本市の芸術創造の核となる文化の家は、多彩で広範な文化芸術を対象としつつ、専門的な舞台設備機能を利用した公演や、作品創造を意図した芸術関係者の利用など高度な事業を開催しています。また、営利・非営利を問わず、多くの団体や人との連携を図っています。このように、本市の文化芸術政策は、社会教育の分野を越え、幅広い事業展開、予算等の機動性、まちづくりとの一体性、市のアイデンティティ形成に取り組んでいます。このため、行政内の各組織と協力して、市民とパートナーシップを組み地域の文化芸術振興や文化力の活用に取り組みます。

②施設の管理運営

公立文化施設の管理運営主体について、設置主体である地方公共団体が直接管理運営にあたる「直営方式」と、市が指定する指定管理者が管理を代行する「指定管理者方式」の双方が制度上可能です。指定管理者方式では、公益法人だけではなく、民間事業者や任意団体でも可能です。

文化の家で行われている文化芸術政策は、本市の文化芸術の社会基盤をつくり地域に影響が広く及ぶ性格を有するもので、収益性や効率性を重視する株式会社など民間事業者が得意とする分野とは言い難い面があります。また、特殊な舞台設備を含めた一定規模を有する複合文化施設を運営する第三セクター等の公益法人や文化団体が市内にはありません。このような背景から、文化の家の管理運営については、当面は市が責任を持つ直営とします。

直営については、一般的に管理運営の硬直性・非効率性・専門性の欠如等の問題点が指摘されています。文化の家では、専門職員の雇用、民間への業務委託の活用、市民参画の推進、適切な外部評価体制の継続など、既にさまざまな工夫を積み重ねており、文化団体へのアンケートでも、運営について概ね好評との評価を得るなど、直営の問題点を克服している状況にあります。

なお、市全体の公共施設を対象とした管理運営方針が検討されています。方針策定後には、本市の文化芸術政策の特徴をふまえて管理運営主体を検討します。直営や指定管理は方法であり、方法自体が目的とならないように留意します。

(3) 予算についての考え方

本市の文化芸術政策及び文化の家の運営において、充実した予算の確保と効果的な執行の考え方を整理します。

○事業関連予算の充実

ドイツの市町村の平均的な文化支出は予算の3～4%程度といわれるなどヨーロッパの各都市は文化芸術振興に熱心で、その予算は事業費・運営費に厚く割り当てられます。文化施設がその機能を十分果たすためには、ソフトウェア（事業）が不可欠であり、充実した事業予算の継続的確保に努めます。

○運営経費の利用者による一部負担

文化芸術政策においては、特にメリットを享受する人に対して、そのメリットの範囲内で経費の一部を負担してもらうことを原則とします。この考え方は、負担金・使用料等という名称で、既に水道、病院、鉄道、高速道路等の公共事業で一般的なものになっています。文化の家は多くの市民に開かれた施設ですが、人によりその利用の頻度が異なることもあります。施設の利用料や公演・イベントの入場料として、運営経費について適正な料金で利用者一部負担制をとり、実質的な公平性を確保します。

○フレキシビリティを持ち、効果的な予算計画と執行

本市の文化芸術政策は、市民の関心の広がりや深まり、まちづくりや社会の動き等をふまえて、柔軟に組み替えます。このため、事業の実施後、文化の家職員自身による自己評価、参加者アンケート、文化の家運営委員会等での事業の成果等を議論することにより、次年度以降の予算確保に活かしていきます。また、およそ5年程度で重点施策の使途の枠組みを検討し、事業の予算枠が硬直的にならないよう留意します。著名な芸術家による演奏会等は数年前に出演の要請が必要となるなど複数年次にわたる計画に対応するため、債務負担行為等⁴を利用し、行政の単年度予算の制約をできるだけ少なくします。このように、フレキシビリティを持たせ、効果的な予算計画と執行に努めます。

○多様な資金調達

地域の文化芸術振興にあたり、資金の調達先は市財政だけではなく、文化庁をはじめとする国の助成金や芸術文化振興基金・財団法人地域創造など公益法人等による助成金の活用を探ります。また、直接的な資金調達ではありませんが、国・県・他市町村・公益法人・芸術団体等と連携してさまざまな巡回公演等の企画・誘致を図り、質を保ちながら事業費の抑制を図ります。さらに、各種助成制度や企業メセナ等の情報を市民や芸術家に提供して、文化の家で活動する市民や芸術家の資金調達を支援するなど、多様な資金調達を図ります。

⁴ 行政の予算は原則として単年度主義です。ただし、後年度に経費支出が予想される債務を事前に負担をする制度があり、これを債務負担行為と呼んでいます。

○経営の視点の導入

文化芸術事業や文化施設の運営においては、採算性より、利用者の使いやすさなど事業の目的をふまえた料金設定や施設・設備としています。しかし、予算の効果的な執行を図るため、事業等の目的に見合った収支計画を作成するなど、経営的な視点の導入を図ります。例えば、鑑賞事業について、ある程度の収入を見込む事業と、普及啓発を主目的にする事業を区別すること、鑑賞会員等の具体的な鑑賞ニーズを丁寧に把握して一定の入場料収入を確実に確保するなど、さまざまな工夫を図ります。

2 推進体制・評価

文化芸術政策の推進や文化の家の運営にあたっては、職員の充実はもとより芸術家・専門家や市民を始め多くの人の参加を得て、協力しながら運営します。各部門は次の役割を担います。

(1) 推進体制

①運営組織等

・事業部門

文化の家の自主事業は、単に市民に鑑賞の機会を提供するだけでなく、地域の文化団体の育成、芸術の創造促進、文化芸術を活かしたまちづくりなどを目的としています。ホールを始め施設・設備は、さまざまなニーズに応えるため多様で高度な機能を備えています。そこで、博物館における学芸員、図書館における司書と同様に、文化の家においても自主事業の企画・実施、舞台・音響・照明といった舞台技術に専門的な知識を持った職員を配置し、きめ細かく、かつ、高度なサービスに努めます。

・管理部門

管理部門では、庶務、経理、券売、貸し館、施設管理等の事務に携わります。画一的、形式的な管理にとらわれず、利用者を重視した運営に努めます。今計画期は、事業部門も含めて、市民との協働、行政内の他部署や地域団体との連携、文化芸術による絆づくりの充実に重点的に取り組みます。

・創造スタッフ

文化の家では、当地域の芸術等の分野で優れた技術や芸術性、高い知識を有する芸術家や専門家の卵ともいべき人材を「創造スタッフ」として期間を定めた委託契約を結びます。創造スタッフの主な業務は、市の文化活動の育成、自主事業の企画・運営への参加、専門分野での講座や教室の開設、文化力の活用等で、市は支援活動に対価を支払うことにより創造スタッフの創造活動を経済的に支援します。今計画期は、文化力の活用を担う人材育成に重点的に取り組みます。

・文化の家運営委員会

文化の家は市の主要施設の一つです。このため、担当職員だけでなく幅広く関係者から意見を聞き、運営に反映させる必要があります。したがって、市民、有識者、専門家等からなる運営委員会を設け、事業・運営の方向性を審議します。

②連携機関等

・文化の家フレンズ

文化の家フレンズは、文化の家の開館とともに友の会として組織されました。一方で、チケットのもぎりや客席案内、出演者へのおもてなしなど、公演当日の運営支援、事業の企画・運営、鑑賞会員の募集や情報提供、広報紙の作成など、文化の家での活動を支援する市民ボランティア組織です。

・業務委託団体

機械・電気設備、舞台設備、情報機器等の設備の保守管理、警備、受付、清掃等の業務については、専門事業者に委託し、安全かつ効率的で高度なサービスの提供を図ります。また、すべての事業を職員で賄うことは非効率であるため、受付、舞台技術、企画運営については、必要に応じて民間事業者や専門家に委託します。

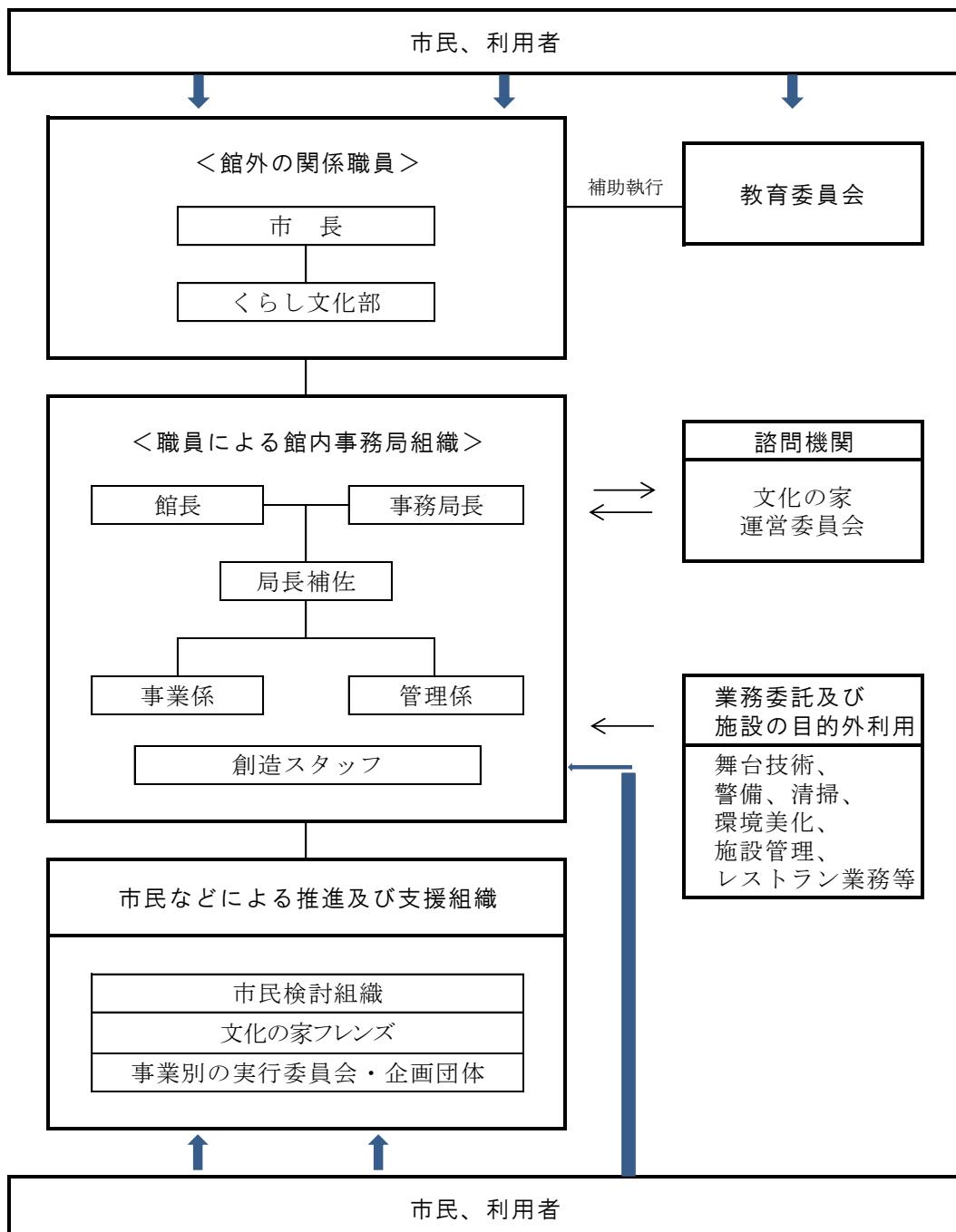
・市民企画団体

文化の家で、好きなアーティスト等を招いて公演の企画をする市民団体の支援、公益性豊かな事業を行う市民団体への助成を行います。一定回数、企画を成功させた団体には事業委託を検討します。この他、実行委員会など市民企画活動のきっかけづくりや活動支援を行います。さまざまな企画活動が蓄積した時点で、市民の企画連携組織の育成に取り組みます。

・市民検討組織

市民や関係者が集まり、本マスタープランの重点施策や文化力の活用など文化芸術政策の効果的な推進に向けて、企画・運営の課題を確認したり、さまざまな全国の状況を学びながら、具体的な改善策を考えたりするための組織を立ち上げます。

●運営組織・職員体制



注：2018.4 想定の組織図

(2) 評価

限られた財源と人員を効率的に配分し、かつ、より質の高い行政サービスを効果的に提供するため、また、市民に対して、行政の説明責任を果たしていくために、本市の文化芸術政策に関する評価を行います。

施策等の評価（目標を立てて結果を振り返る）は、記録・対話・改善に有効な方法です。例えば、次回に同様の事業等を行う時により効果の高い方法を導入する、労力や費用等を削減した方法に改善する、担当者の施策の目標に対する意識が高まる、その効果を確認し次のステップへ進む契機となる、文化芸術マスターplanを改定する際の基礎資料となる、市民等への説明責任を果たし施策の意義と効果を共有するなどの効果が見込まれます。

本市では、すべての部署を対象とした行政評価システムを導入しており、評価体制は統一した方式で実施することを目指しています。ただし、文化芸術政策については、定量・定性双方の評価をする必要があり、現在の文化の家の評価方法や評価体制を活かしながら、効果的な評価方法に改善していきます。

評価方法については、個別事業や運営を毎年評価する「年度評価」、5年に1回程度行う「中間評価」の2つの評価を、下表のとおり実施します。

	年度評価	中間評価
実施回数	毎年	5年に1回程度
評価対象	文化の家の運営 個別自主事業 重点施策の進捗	事業、推進体制全体 重点施策のあり方
評価データ	業務概要(内容、参加者数、収支) 参加者・アンケート	各年年報、行政評価資料 利用者アンケート 市民アンケート(5年に1回程度)
評価者	内部評価:担当課 外部評価:文化の家運営委員会	内部評価:担当課 外部評価:文化の家運営委員会、市民検討組織
留意点	市の評価制度に基本的に統合、 定性評価を補完	文化芸術施策については、5年に1回程度そのあり方を検討

資料編

(1) 市民・利用者アンケート

	市民アンケート	団体アンケート
対象	市内在住の 15 歳以上の市民	文化の家利用者登録団体
調査手法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成 29）年 9 月	2017 年 9 月
回収	有効回収数 714 人	有効回収数 42 団体
設問	<ul style="list-style-type: none">・回答者の属性・鑑賞・活動状況・文化の家について・市の文化芸術行政	<ul style="list-style-type: none">・団体の属性・活動状況・文化の家について・市の文化芸術行政

■市民アンケートの結果（まとめ）

○鑑賞・活動状況

文化芸術の直接鑑賞（コンサートや展覧会等）を 1 年に 1 回以上、行う市民の割合は 64.3 % で、前回（2006 調査、70.0%）と比べてやや減少している。鑑賞してみたい分野がある人の割合も前回より減少しており、余暇や趣味の多様化や、メディアを利用した視聴の広がりが影響しているものとみられる。なお、直接鑑賞してみたい分野については、「音楽」「演劇」「芸能」「伝統芸能」「美術」「舞踊」「映画」など多岐にわたっている。

文化活動（練習や制作）を年に数回以上、行う市民の割合は 45.2 % で、前回（47.1%）と比べてやや減少している。ただし、活動してみたい分野がある人の割合は前回よりやや増加している。

直接鑑賞や文化活動をする上での課題として、「仕事・家事・勉強等で時間がない」「お金が高い」「きっかけがない」などが上位となっている。

直接鑑賞・文化活動の場について、「名古屋市内」の割合が高く、文化芸術政策において名古屋市との一定の機能分担を検討する必要がある。また、「長久手市内（文化の家以外）」の割合も増加しており、市内の鑑賞・活動の場も多様化している。

○文化の家について

文化の家の来館回数について、「10 回以上」（33.9%）から「0 回」（17.8%）まで回答が分散しており、市民によって利用状況が異なっている。

催し物の内容、職員の対応、施設・設備について「良い」「まあ良い」の回答が多数を占め、利用者の満足度は高い。

事業の認知度について、鑑賞・展示・講座の認知度は 7 割を超える一方、「小中学校のア

「ウトリーチ」や「演劇」等は約3分の1にとどまっている。前回と比べると総じて「知らなかつた」の割合がやや増加しており、転出入が多いという本市の特性から、継続的な情報発信が必要である。

○市の文化芸術行政

本市について、総合的に文化芸術が豊かであるかを尋ねたところ、「ややそう思う」(30.5%)、「よくわからない」(28.4%)、「あまりそうは思わない」(21.8%)の順に割合が高く、市民が十分満足しているとは言い難い。

市が取り組むべきこととしては、「いろいろな分野の鑑賞や活動できる」(49.2%)、「子どもが文化芸術を体験できる」(47.9%)、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」(46.2%)の割合が特に高い。

文化芸術を活用すべき分野については、「子どもの教育」(71.0%)、「福祉・健康づくり」(49.6%)の割合が特に高い。

■団体アンケートの結果（まとめ）

○活動状況

主な活動目的として、「楽しみ」の割合が最も高く、次いで「作品の発表」「メンバーの親睦」「芸術作品の創造」となっている。

この5年間の活動内容・成果については「向上している」が8割を超えており、活動規模について「あまり変わらない」の割合が5割を超えている。

活動の課題として、「新たなメンバーの確保」「メンバーの高齢化」「活動内容・活動の質の充実」「活動場所の確保」の順に割合が高い。

○文化の家について

文化の家の効果について、市民の直接鑑賞や文化活動の場として、また、市のイメージアップ、教育・福祉・まちづくりの活用において肯定的な回答が多く、一定の評価を得ている。また、文化の家の利用や運営についても満足度が高く肯定的な回答が多い。これらの項目の中では、「市民が知り合いになったり、協力する場」「予約や諸規則」に関する評価が相対的に低く、絆づくりや市全体での鑑賞や活動の場の不足が課題になっている。

○市の文化芸術行政

「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」「子どもが文化芸術を体験できる」「身近で文化活動ができる場をつくる」をはじめ、文化芸術の活用、住民の企画運営への参加、若手芸術家の育成に関する多様な取り組みを求めていく。

(2) 文カフェの検討経過

検討テーマについて、文カフェの参加者で議論し、1人3つまで特に重要と考える意見に投票しました。

■第1回（8／6）長久手文化の良いところ

子ども	9人	磨けば光る原石がいっぱい!!	4人
県芸・芸術家が多い	8人	郷土史・祭り	4人
古い文化と新しい文化	7人	共生ステーション	4人
直営・職員	6人	アウトリーチ	4人
まち全体がアート	5人	市民をつなぐ	3人
鑑賞・体験	5人	自主事業	3人
		高齢者が活発	3人

■第2回（8／26）鑑賞・体験・活動

子どもの体験の機会（おんぱく、であーと、出前、本格的なものにふれる）	5人
大人の体験の機会	3人
心の糧を育てる良い市 長久手	3人
長久手文化芸術のリーダーシップを文化の家で	3人
広い視点が見えてよい!!	3人
作品の質を大切に	3人
アーティストと市民との交流の機会	3人

■第3回（9／23）文化芸術を活かす

多様性を認める場（子どものサードプレイス、発想の自由さ、個性等）	8人
つながり（地域、高齢者、子どもと高齢者等）	7人
普段いる「本物」を魅せる、芸術家（本物）がいるまち	6人
音のデザイン・活用（時を告げる鐘、BGM）	4人
芸大施設の利用、活用	3人
市内の魅力発信	3人

■第4回（10／14）文化芸術を支える

日本古来の文化	5人
質は落とさない。本物志向（子どもも含めて）が長久手の特徴	4人
大学との連携強化（県芸、県大等）	2人
本物の活動をしていることを市民に周知（予算を削られないために）	2人
コミュニティの再生、出会いの場	2人

(3) 市民検討会議の検討経過

	日時・場所	内容	参加人数
第1回	9/27 19:00～21:00 文化の家	メンバーの顔合わせ、長久手市や文化芸術マスタートップランを取り巻く状況、検討体制	10人
第2回	10/5 18:00～20:20 文化の家	文化芸術マスタートップランの意義、今後の検討方法	9人
第3回	10/17 18:00～20:20 文化の家	メンバーが考える重要なこと	7人
第4回	10/31 18:00～20:20 文化の家	重点施策、検討報告書	5人
第5回	1/16 18:00～20:20 文化の家	マスタートップラン素案	9人

■取り組むべき重点施策

取り組むべき重点施策について、検討会議のメンバーで議論し、1人10施策まで特に重要と考える施策案に投票しました。

キーワード
事業の質の確保について
③質を落とさない→文化の家で取り組むものはまちがいないという住民の意識 ②楽しくないと人が集まらない+えぐるもの
文化芸術との接点
⑥無関心層と文化活動の接点を増やすことで、興味関心を持つきっかけにつながるのではないか。例 :複合商業施設、リニモの駅、モリコロパークで ②スマイルポイントがたまつたら文化の家で芝居が見れるみたいな普段足を運ばない人が来るようなア イデアもいるのではないか。 ②ニューヨークでは地下鉄駅での演奏やアート活動には、当局の許可を得る必要があり、そのために はある程度のクオリティを求められると聞いたことがある。
アーティストの支援
⑤全国のアーティストにとって、長久手が演奏・アート活動を支援する街だという認識が広がれば、日 本中からアーティストが集まりやすくなるかもしれない(相応の受け入れ体制も必要になるが)。
子ども
④子どもが育つ環境について 体験型プログラムの提案 里山や学校施設、公園等を利用し、さまざま な分野の専門家や団体がプログラムに係る。運営に広く市民・行政が関与できるしくみをつくる。 ④子どもの頃に文化の家に来る経験 芸術体験をしていれば大人になり親になった時にもどってくる。 学校との連携、文化の家での鑑賞体験 ④大学が多いので大学生と子どもたちをつなげる芸術体験、ワークショップ etc. おんぱくのような… ②情操教育の重要性 ②親子が一緒に学ぶアートイベント。子育てフェス?、マタニティーコンサート、芸術体験と子育ての講 演会、あそびワークショップ

文化力の活用

- ⑥文化振興の方向性の中に、これまでの芸術性理解、子どもの育成、サポートの裾野は広げつつ、福祉的な側面の拡大を企画してはどうだろうか。すなわち、初老の人たちへ哲学的な学びの場、コミュニティに貢献と幸せの絆の関係をわかってもらうこと。
- ③文化鑑賞 鑑賞だけではなく、来た方同志の関わりあいがあるものが今後大事ではないか。
- ③幸せのモノサシづくりでは幸せの多くは絆によって生まれることを示している。退職を迎えた初老の人たちは、コミュニティデビューに苦しんでいる。コミュニティへの参加のプロセスを学ぶ・教えるシステムが必要である。
- ②文化を通じた支え合い、身近な人が支え合う組織作りで、地域が盛り上がっていく。
- ②子どもたちに音楽デリバリーもいいが、多文化共生の時代を生きるといった社会課題を演劇的手法を使ったワークショップで学ぶといったことも大切。そのための人材育成も大切になっていくだろう。
- ②はなみずき駅から文化の家までの道のりも楽しみの1つと考え、文化の坂道とか名前を付けて道で音楽をながしたり、周辺の商店の方や住民の人たちの力を借りながら、(図書館、公園もあることも交えて)長久手の文化エリアを位置づけていけるとよいのかなと思っています。
- ②町の景観 「景観計画」がマスターplanには書かれているが、実際長久手市では景観計画が行われておらず条例化されていない。
住民会議を招集し一年かけて作り上げた景観計画がなぜ放置されたのか疑問。
長久手市全域を景観計画の対象とし、風景を維持するため、建設物、看板等の制限を明確にし、觀光案内板にデザインの統一をもたらすなど一括に管理されている町が望ましいのではないだろうか。

情報発信

- ⑤ほとんど行かない人がいるため、情報発信力の向上を目指す(組織・団体の活用)
- ②文化の家のTwitterでの宣伝・広報が、マスメディアや人気のYouTuberやウェブサイト等で取り上げられれば、全国的な知名度向上につながり、その波及効果で住民の無関心層も文化の家等に興味関心を持つのではないか。

住民参画

- ⑤10年後を目指して税収の増加も楽観視できない高齢化が進むという未来図の中で住民参画の部分を充実させたい。

その他

- ③他施設との連携協働を積極的につくっていく。
- ②利用者が使いやすい施設(夜間にも開館するなど) イベントを工夫する。

■文化マスター・プラン市民検討会議メンバー

氏名	
1	磯村 建太
2	大西 陽一
3	大原 由恵
4	加藤 良行
5	近藤 愛子
6	佐野 慎二
7	瀬川 典子
8	高野 晃二
9	田中 美貴
10	野田 理吉
11	広中 省子
12	渡辺 聖司

※50 音順、敬称略

アドバイザー	梶田 美香
--------	-------

市民スタッフ	山本 宗由
--------	-------

★第3次 長久手市文化芸術マスターplan

2018年3月

編集発行 長久手市
事務局 長久手市文化の家
〒480-1166 長久手市野田農201番地
